

周防大島町告示第85号

平成29年第3回周防大島町議会定例会を次のとおり招集する

平成29年9月1日

周防大島町長 椎木 巧

- 1 期 日 平成29年9月8日
  - 2 場 所 大島庁舎議場
- 

○開会日に応招した議員

藤本 浄孝君	新田 健介君
吉村 忍君	砂田 雅一君
田中 豊文君	吉田 芳春君
平野 和生君	松井 岑雄君
尾元 武君	新山 玄雄君
中本 博明君	久保 雅己君
小田 貞利君	荒川 政義君

---

○9月25日に応招した議員

---

○9月27日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

---

平成29年 第3回(定例)周防大島町議会会議録(第1日)

平成29年9月8日(金曜日)

---

議事日程(第1号)

平成29年9月8日 午前9時30分開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 認定第1号 平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第9 認定第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第17 議案第1号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第18 議案第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)

- 日程第19 議案第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第8号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第9号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第10号 あらたに生じた土地の確認について（質疑・討論・採決）
- 日程第27 議案第11号 字の区域の変更について（質疑・討論・採決）
- 日程第28 議案第12号 公有水面埋立ての免許について（質疑・討論・採決）
- 日程第29 議案第13号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・採決）
- 日程第30 議案第14号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について（質疑・採決）
- 日程第31 議案第15号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について（質疑・採決）
- 日程第32 議案第16号 動産の買入れについて（図書館情報総合システム）（質疑・討論・採決）
- 日程第33 議案第17号 平成29年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）
- 日程第34 議案第18号 平成29年度橘総合センター空調設備改修工事（機械設備工事）の請負契約の締結について（質疑・討論・採決）

---

#### 本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 諸般の報告
- 日程第4 行政報告並びに議案の説明
- 日程第5 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第6 諮問第2号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第7 認定第1号 平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 認定第2号 平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認

定について

- 日程第9 認定第3号 平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第10 認定第4号 平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第11 認定第5号 平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第12 認定第6号 平成28年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第13 認定第7号 平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第14 認定第8号 平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第15 認定第9号 平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第16 認定第10号 平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について
- 日程第17 議案第1号 平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）
- 日程第18 議案第2号 平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第19 議案第3号 平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第20 議案第4号 平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第21 議案第5号 平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 議案第6号 平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第23 議案第7号 平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第24 議案第8号 平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第25 議案第9号 平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）
- 日程第26 議案第10号 あらたに生じた土地の確認について（質疑・討論・採決）
- 日程第27 議案第11号 字の区域の変更について（質疑・討論・採決）
- 日程第28 議案第12号 公有水面埋立ての免許について（質疑・討論・採決）
- 日程第29 議案第13号 周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について（質疑・採決）
- 日程第30 議案第14号 周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について（質

疑・採決)

日程第31 議案第15号 周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について (質疑・採決)

日程第32 議案第16号 動産の買入れについて (図書館情報総合システム) (質疑・討論・採決)

日程第33 議案第17号 平成29年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について (質疑・討論・採決)

日程第34 議案第18号 平成29年度橋総合センター空調設備改修工事 (機械設備工事) の請負契約の締結について (質疑・討論・採決)

---

出席議員 (14名)

1番 藤本 淨孝君	2番 新田 健介君
3番 吉村 忍君	4番 砂田 雅一君
5番 田中 豊文君	6番 吉田 芳春君
7番 平野 和生君	8番 松井 岑雄君
9番 尾元 武君	10番 新山 玄雄君
11番 中本 博明君	12番 久保 雅己君
13番 小田 貞利君	14番 荒川 政義君

---

欠席議員 (なし)

---

欠 員 (なし)

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 舛本 公治君	議事課長 大川 博君
書記 池永祐美子君	

---

説明のため出席した者の職氏名

町長 …………… 椎木 巧君	代表監査委員 …………… 西本 克也君
副町長 …………… 岡村 春雄君	教育長 …………… 西川 敏之君
病院事業管理者 …………… 石原 得博君	総務部長 …………… 中村 満男君
産業建設部長 …………… 池元 恭司君	健康福祉部長 …………… 平田 勝宏君
環境生活部長 …………… 佐々木義光君	久賀総合支所長 …………… 藤井 正治君

大島総合支所長 …………… 古崎 敏雄君      東和総合支所長 …………… 山崎 実君  
橘総合支所長 …………… 林 輝昭君  
会計管理者兼会計課長 …………… 木村 秀俊君  
教育次長 …………… 永田 広幸君      病院事業局総務部長 …… 村岡 宏章君  
総務課長 …………… 岡本 義雄君      財政課長 …………… 重富 孝雄君  
政策企画課長 …………… 山本 勲君      税務課長 …………… 大下 崇生君  
社会教育課長 …………… 藤井 郁男君

---

午前9時30分開会

○議長（荒川 政義君） 改めまして、おはようございます。本日は、御出席いただきましてありがとうございます。

ただいまから、平成29年第3回周防大島町議会定例会を開会をいたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布してあるとおりです。

---

**日程第1. 会議録署名議員の指名**

○議長（荒川 政義君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。今期定例会の署名議員は、会議規則第127条の規定により、11番、中本博明議員、12番、久保雅己議員を指名いたします。

---

**日程第2. 会期の決定**

○議長（荒川 政義君） 日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、去る9月1日開催の議会運営委員会において、協議の結果、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月27日までの20日間としたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会の会期は、お手元に配布してある会期日程のとおり、本日から9月27日までの20日間とすることに決しました。

---

**日程第3. 諸般の報告**

○議長（荒川 政義君） 日程第3、諸般の報告を行います。

本年6月以降、本日までに議会に提出されております文書について御報告申し上げます。

まず、地方自治法の規定に基づき、監査委員から例月現金出納検査、6月・7月・8月実施分の結果の報告がありましたので、お手元にその写しを配付いたしております。

次に、陳情・要望について2件受理いたしました。1件目は陳情・要望第39号、全国森林環境税の創設に関する意見書採択に関する陳情についてです。2件目は、陳情・要望第40号、国民健康保険県単位化に係る標準保険料率（試算）の早期公表に関する陳情書で、これについては、平成30年4月から山口県が市町村国民健康保険の財政運営責任主体となることから、早期に標準保険料率を示すよう山口県に対し陳情をいただきたいとの内容でありました。この陳情2件については、議会運営委員会で取り扱いについてお諮りし、議員配付として、既にお手元にお届けいたしております。

続いて、系統議長会関係について、7月4日に山口県町議会議長会の定例会が開催され、平成28年度事業報告及び歳入歳出決算等について協議を行い、認定されたところでございます。

7月11日には岩国基地への空母艦載機移駐に関する意見書を携え、村岡山口県知事と柳居山口県議会議長とともに、国に対して特別要望を行いました。

7月24日の柳井地区広域市町議会議員研修会では、村岡山口県知事を講師に迎え、「元気はつらつ山口」への取り組みについて御講演をいただき、その後、直接知事との意見交換会を行い、有意義な研修となりました。御出席いただいた議員各位にお礼を申し上げます。

月が替わり、8月2日から4日にかけて、山口県町議会議長会におきまして、高知県田野町及び愛媛県愛南町への行政視察に行つてまいりました。田野町は高知市から約60キロメートル離れた東側に位置する面積7平方キロメートルと、四国で一番小さい町で、議員定数10名という少数での議会運営に苦労している実情をお伺いし、将来を担う子供たちに議会の役割と議決までの模擬議会を体験させることにより、愛町精神を醸成する子ども議会を開催しているとのことであります。

次に視察した愛媛県愛南町は、愛媛県の最も南寄りの位置にあり、面積238平方キロメートル、人口2万2,201人で、当町と同じ平成16年10月1日に5つの町村が合併して誕生した町であります。議員定数は16名となっております。この町の基幹産業は漁業であり、農業と漁業の違いはあるものの、一次産業中心の産業構造と体験型の観光産業の振興に努めている点が本町と似通った町であります。

視察では、南海トラフ地震を想定した新庁舎の建設を合併特例債で行ったことの説明を受け、地元議員さんとの意見交換を行つてまいりました。

また8月末の山口県町議会実務研修においては、「これから求められる町村議会の役割」と題した講演、研修に御参加をいただきました。

さらに今定例会中の9月26日には、山口市において山口県自治研修会が開催され、その際に

は常任委員長以上の方に出席をお願いしたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

次に、町人会等への参加につきましては、7月2日に広島・周防大島町人会が開催され、小田議員、久保議員、尾元議員、新田議員、藤本議員、そして私、荒川が出席し、ふるさと大島の近況報告や情報交換をいたしました。

また今後、近畿東和会、東京東和町人会、近畿久賀クラブ、東京大島郡人会、近畿大島会への参加を計画しております。この件につきましては議員派遣として最終日に御議決をいただく予定でありますので、よろしくお願いをいたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

---

#### 日程第4. 行政報告並びに議案の説明

○議長（荒川 政義君） 日程第4、行政報告並びに議案の説明に入ります。町長から行政報告並びに議案の説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） おはようございます。本日は、平成29年第3回周防大島町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては、大変御多忙の折にもかかわりませず、御参集を賜り、厚く御礼を申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、行政報告を4件ほど申し上げます。

1件目は、平成28年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。

平成28年度決算につきましては、5月末日に出納を閉鎖し、その後、監査委員による決算審査を経て、8月28日に決算審査による意見書をいただいたところであり、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、平成28年度の決算に係る健全化判断比率及び資金不足比率の報告書をお手元に配布いたしております。なお、監査委員の意見書につきましては、別途お配りしているとおりであります。後ほど御説明をさせていただきますと思います。

まず、決算の状況につきましては、一般会計の実質収支は4億5,854万円の黒字となっており、公営企業特別会計を除く特別会計においても、黒字もしくは収支ゼロの決算となっております。財政分析指数においては、合併時から大幅な改善が図られているものの、前年度との比較において、経常収支比率など一部に悪化が見られるものもあり、今後の合併による特例措置、特に普通交付税の合併算定替えから一本算定への移行が平成27年から始まっておりまして、平成32年までにわたって行われるということや、平成27年度国勢調査人口の大幅な減少による交付税への減額を念頭に、さらなる行財政改革の取り組みが重要であると考えているところであり



ます。

次に、平成28年度決算に係る財政の健全化判断比率及び資金不足比率についてであります。実質赤字比率、連結実質赤字比率はともに赤字額がなく、実質公債費比率においては0.5ポイント改善され11.7%に、将来負担比率では48.9%と対前年度比10.2ポイントの改善が図られているとともに、それぞれ早期健全化基準を下回っているところであります。また、全ての企業会計において資金不足は生じていない状況であります。よって、周防大島町の財政状況につきましては、厳しい状況にはあるものの、財政の健全化判断比率は年々改善が図られ、財政の健全性は維持されていると判断されるところであります。

2件目は、臨時職員等の賃金改定についてであります。

去る8月7日、山口労働局長の諮問機関であります山口地方最低賃金審議会から、県内の最低賃金を1時間当たり現行の753円から24円引き上げ、777円とするよう答申がなされました。この24円の引き上げは、山口県最低賃金が時間額表示となった平成14年度以降、最高の引き上げ額となっております。

今後、山口労働局は異議申出の手續等を経て、10月に新たな最低賃金を決定することが見込まれます。

仮に、答申どおりに最低賃金が改定された場合、現在、本町の一般事務等の臨時職員の賃金は時給760円であり、最低賃金を下回ることとなります。

したがって、正式に最低賃金が決定されれば、その額に応じ、事務職員の賃金を改定するとともに、保健師や保育士、その他の職種についても、これに相応する改定を行い、また賃金を基準に積算しております委託料等につきましても、これを改める必要が生じることとなります。

しかしながら、正式な決定が10月になることが見込まれることから、改定後の賃金等の支払いにつきましては、現行予算の範囲内で対応することとし、差額につきましては12月補正予算に計上させていただきたいと存じますので、御了承をお願いをいたします。

3件目は、訴訟事件についての御報告であります。

周防大島町が被告及び被告補助参加人として関係をいたしました訴訟事件4件について、それぞれ判決の言い渡しがありましたので御報告を申し上げます。

まずは、平成28年6月6日開会の第2回周防大島町議会定例会及び平成28年12月7日開会の第4回周防大島町議会定例会におきまして行政報告をいたしました、周防大島行政監視グループ代表、田中豊文氏を原告とする損害賠償請求の住民訴訟2件についてであります。

原告の主張は、平成27年度における交際費1件、1万円の支出が違法である。また、平成27年度における交際費2件、2,500円の支出が違法な公金支出であるとするもので、それぞれ平成28年4月25日及び平成28年10月4日に山口地方裁判所に提起されたものであり、

その経過につきましては、裁判所の求めに応じて手続を進め、書面を中心とした証拠書類の提出による期日弁論が展開され、いずれも本年4月19日の最終弁論を経て、7月5日に山口地方裁判所において判決が言い渡されたところであります。

その内容は、本件各訴えをいずれも却下する。訴訟費用は原告代表者の負担とする。といった内容となっております。この判決に対する控訴期間であります7月22日までに原告側から、この控訴手続がなされなかったことにより、本判決が確定し、本事件は全て終了することとなりました。

次に、平成28年12月7日の第4回周防大島町議会定例会におきまして行政報告をいたしました、周防大島町大字東安下庄139番地3在住の田中豊文氏を原告とし、町を相手に平成28年8月15日付で山口地方裁判所に提起されました、公文書公開請求をした文書の部分公開決定を取り消し、全部の公開を求める。との住民訴訟についてであります。

裁判の経過につきましては、裁判所の求めに応じて手続を進め、書面を中心とした証拠書類の提出による期日弁論が展開され、第1回期日が平成28年10月26日に実施されました。以降、平成29年4月19日の最終弁論まで、都合4回の期日弁論を行い、判決につきましては、本年7月5日に山口地方裁判所において判決が言い渡され、その内容は、本件各訴えのうち公文書の公開の義務付け請求に係る訴えを却下する。原告のその余の請求を棄却する。訴訟費用は原告の負担とする。といった内容となっております。この判決に対する控訴期間である7月22日までに原告側からの控訴手続がなされなかったことにより、本件は確定し、これにつきましても本事件は全て終了することとなりました。

訴訟事件4件目は、平成28年12月7日第4回周防大島町議会定例会におきまして行政報告を行いました、介護保険課の元臨時職員河村篤志氏が介護保険課長を相手として、介護保険住宅改修の変更申請業務という公務において、町からの事務処理についての指示が違法行為であると主張し、職務命令に従わなかったため、契約期間満了に伴う雇用の打ち切りを行ったことに対し、平成28年10月3日に慰謝料請求の訴訟を柳井簡易裁判所へ提起したもので、山口地方裁判所岩国支部への移送後、平成29年7月6日に判決の言い渡しがされたものであります。

本件に関しましては、介護保険事業という公務に係るものであり、本来、国家賠償法事案であって、周防大島町が本訴訟の結果について法律上の利害関係を有するため、町が補助参加人として町の顧問弁護士に委託し、応訴いたしました。

裁判につきましては、民事による慰謝料請求事件であることから、原告、被告及び補助参加人である顧問弁護士とで書面を中心とした証拠書類の提出による期日弁論が展開されるもので、平成28年12月13日に柳井簡易裁判所において第1回目の期日が実施され、本年5月11日の山口地方裁判所岩国支部での最終弁論まで、都合4回の期日弁論が行われました。

7月6日に被告側の主張が認められ、原告の請求を棄却する。訴訟費用及び補助参加費用は原告の負担とする。との裁判官判決が下され、この判決に対する控訴期間7月21日までに原告側からの控訴手続がなされなかったことにより判決が確定したものであります。

以上、4件の訴訟事件について、裁判においては、いずれも却下または棄却の判決であったとはいえ、不要な裁判経費の支出を要することに加え、議員、町民の皆様に変な御心配をおかけしたことにつきまして、おわびを申し上げます。

なお、第一審の終了に伴い、弁護士に対する委託報酬に関する補正予算を本定例会に提案をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

4件目は、米軍岩国基地への空母艦載機移駐について、今日までのその経過について、御報告をさせていただきます。

米軍岩国基地への空母艦載機移駐について、基地のある岩国市長が審念熟慮を重ねられたうえで移駐を容認するという、その最終判断を重く受けとめ、私は、住民の不安解消につながる安心・安全対策と住民福祉の向上、さらには地域の発展に資する振興策の実施に対しまして、国から米軍再編交付金制度の延長及び増額等について、地元要望を踏まえ、使いやすい交付金となるよう前向きに検討することを確約、また県交付金についても拡充の方向が示されるなど、一定の成果を得られたこと。

6月議会の会期中、6月26日の全員協議会において、空母艦載機の岩国基地への移駐について、各議員からの意見をお聞きし、少数の反対意見はあるものの、大半の議員よりやむを得ないとの受け入れを容認する姿勢が示されたこと。

6月27日の町議会本会議で移駐容認の意見書が可決されたことを踏まえ、一部騒音が拡大する地域があることに大きな懸念を持っているところではありますが、私としては、総合的に判断し、苦渋の選択ではありますが、移駐を受け入れざるを得ないとの結論の表明を行ったことは皆さま御承知のとおりでございます。

そして、6月30日の山口県議会で、知事は米軍空母艦載機の厚木基地から岩国基地への移駐について、地元の自治体の判断を重く受けとめ、県として移駐を容認したいと受け入れを表明いたしたところであります。

地元市町である岩国市、周防大島町、和木町に続いて、山口県が容認の判断を示し、関係する自治体の判断が示されたことで、7月11日に山口県と岩国市、周防大島町、和木町が上京をし、国に空母艦載機の岩国飛行場への移駐について受け入れの意を伝達するとともに、安心・安全対策に万全を期すことなどについて特別要望を実施したところでございます。

8月4日、中国四国防衛局は、米側から空母艦載機部隊の岩国基地への移駐開始について、空母艦載機部隊の第一陣として5機の早期警戒機E-2Dが8月6日に岩国飛行場に飛来すること

を山口県と関係市町に説明を行いました。直後の台風5号接近の影響により、8月9日に第一陣となる早期警戒機E-2D、5機が岩国基地に到着したことを中国四国防衛局からの報告により確認をいたしておるところであります。

移駐は本年11月以降に本格化し、今後、主力のF/A-18戦闘攻撃機スーパーホーネットなど、計61機が来年5月までに段階的に厚木飛行場から岩国飛行場へ移る予定であるとの移駐の具体的時期が示されたことから、引き続き、その動向を注視してまいりたいと考えておるところであります。

以上のとおり、米軍岩国基地への空母艦載機移駐について、これまでの経過を申し上げましたが、今後も継続して本議会へ報告するとともに、県及び関係市町と協議を重ねながら、適切に対応したいと考えておるところであります。

なお、先般8月28日には中国四国防衛局において、山口県基地関係県市町連絡協議会といたしまして、航空機騒音等の軽減や事件事故の防止などの安心・安全対策に関する要望、米軍再編交付金や再編関連特別地域整備事業の拡充などの地域振興策に関する要望、さらには空母艦載機移駐後の航空機騒音の状況把握や騒音対策などの米軍再編に関する要望の申し入れを行ってまいりましたことを申し添えておきます。

以上、行政報告を4件させていただいたところであります。

それでは、提出議案の概要につきまして、御説明を申し上げます。

本定例会に提案をいたしております案件は、諮問2件、決算の認定に関するもの10件、補正予算に関するもの9件、国道の改良に関するもの3件、条例改正について2件、計画の変更に関するもの1件、動産の買い入れ1件、工事の請負契約の締結に関するもの2件、合計30件であります。

諮問第1号及び諮問第2号は、任期満了に伴う人権擁護委員の候補者の推薦について、議会の意見を求めるものであります。

次に、認定第1号から認定第10号までの10件は、平成28年度の一般会計をはじめとする各会計の歳入歳出決算並びに公営企業局企業会計事業決算の認定について、お諮りをするものであります。

一般会計の実質収支は4億5,854万円の黒字となっており、公営企業会計を除く、その他の特別会計におきましても、黒字もしくは収支ゼロ決算となり、おかげをもちまして各会計とも順調に予算執行ができたものと思っております。

各財政分析の指数につきましては、合併時と比較して、大幅に健全化は進み、改善は図られているものの、合併による特例措置の縮減や国勢調査による人口減少の交付税への影響から前年度より悪化に転じた指数も見受けられ、さらなる行財政改革への取り組みが最重要課題であると考

えているところでございます。

監査委員の決算審査意見並びに主要な施策の成果を説明する書類を添えて、決算書をお配りしているところであります。監査委員から町長宛てに提出をされました決算書審査意見は、大変厳しくも的確なる意見であります。私の見解を申し上げ、議員各位の認定の参考にしていただければと思うところであります。

それでは、監査委員からの意見書についての見解を述べさせていただきますので、監査委員の審査意見書をお配りしていると思いますので、お手元に出していただけたらと思います。

平成29年8月28日に代表監査委員の西本克也氏、議会選出の監査委員尾元武氏、両名からの連名で周防大島町長椎木巧宛てに平成28年度周防大島町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況の審査意見について、詳細な意見が述べられておりますので、このことについて、議員の皆様方と一緒に検証し、そしてまた私の意見を述べさせていただけたらと思っているところでございます。

それでは、5ページをお願いしたいと思いますが、この平成28年度周防大島町一般会計・特別会計決算及び各基金の運用状況の審査意見書でございますが、この中で今回は一般会計について中心に、私の見解を述べさせていただきたいと思っているところでございます。

6ページをお願いいたします。決算の状況でございますが、歳入総額、歳出総額、そして歳入歳出の差し引き額が5億3,000万円余となっているところでございます。

次に、7ページの実質収支及び単年度収支をお願いいたします。歳入歳出総額から差し引きをし、そして、それからさらに翌年度に繰り越すべき財源7,100万円を差し引きますと、実質収支は4億5,800万円余となっております。これは、昨年度の27年度の実質収支7億3,000万円からすると、2億7,100万円余りのマイナスとなっておるところでございます。昨年度の黒字よりは減少しているということを示しているものでございます。

次に、9ページをお願いいたします。町債の現状でございますが、一般会計だけで今回申し上げたいと思いますが、平成27年度末の町債の現在額が182億1,900万円、そして28年度中に新たに発行した町債が8億2,200万円、さらには28年度中に償還した町債の、公債費でございますが20億2,000万円、このうち元金分が17億8,700万円ということで、28年度末の現在高が172億5,400万円余となっているところでございます。増減からいたしますと、27年度から9億6,500万円余りの減少となっているところでございます。これを合併時の262億5,900万円余りの町債残高から比べますと、28年度末で約90億円減少させているということが明らかになっております。しかしながら、まだまだ172億円という町の一般会計の予算額よりも、まだ大きな町債残高を抱えておるという現状をぜひとも御認識をいただきたいと思っております。

次に、10ページをお願いしたいと思います。財政分析を示していただいておりますが、財政分析は26年度、27年度、28年度と比較できるように示していただいております。これらの中で財政力指数、実質収支比率、経常収支比率、公債費負担比率、実質公債費比率、将来負担比率、どれも非常に重要な財政指数でございますが、個別には申し上げませんが、その内容がきちんと監査委員さんのほうから示されておりますので、ぜひとも議員さんにもこの内容を十分把握をしていただきたいと思います。当然ながら、大方の指数は良くなっておりますが、若干、悪化しているというふうに取り取れるものもございます。

次、13ページをお願いいたします。歳出決算の財源構成別の歳入決算額でございますが、自主財源比率が約20%、依存財源が約80%という財源構成となっているところでございまして、この中身を見ていただければ、周防大島町の歳入の財源構成がどのようになっているかということが明らかになると思います。

特に、大きく平成27年度から変動しているものについて申し上げたいと思いますが、27年度から28年度に対しまして諸収入が大幅に減額をいたしております。2億600万円と減額して、28年度の決算額は2億3,000万円となっておりますが、これは26年、27年に実施されましたプレミアム商品券が27年度で終了したということでの減額でございます。

当然ながら、依存財源のほうにも、そういう大きな変動がございますが、まず地方交付税でございますが、80億5,600万円となっておりますが、前年度と比較し、既に3億6,600万円もの大幅な地方交付税の減額が示されているところでございます。地方交付税のピークだった平成22年と今年度29年度の予算を比較いたしますと、地方交付税は約10億円の減額となっておりますという、その現実をぜひとも議員の皆さん方にも十分御理解をいただきたいと思いますところでございます。この地方交付税につきましては、後ほど御説明いたしますが、さらに大きな減額が待ち構えておるといふ状況にあるわけでございます。

また、町債も約2億円の前年度に比べれば発行額を抑制いたしておりますが、それでも8億2,200万円の町債の発行額ということで、依存財源で歳入に計上されているところでございます。27年度から比較すると、約2億円の発行額を減額しておるといふ状況にございます。

次に、15ページをお願いいたします。次は歳出の構成の主なものでございますが、歳出の構成につきましては、そこに27年、28年、比較が出ておりますが、特に商工費で約2億6,000万円の27年度より減額をいたしておりますが、これは先ほど歳入でも申し上げましたプレミアム商品券が26、27と行われましたが、これが終了したことによる歳出の大きな減額でございます。

また、公債費でございますが、公債費が20億2,000万円、先ほども申し上げましたが、約1億1,000万円の減額となっておりますのでございまして、公債費全体の総額が、先程申

上げましたようにどんどん減額いたしておりますので、当然のことながら公債費、町債の返済額でございますが、これが前年度に比べ1億1,000万円減少しているという状況を示しておりますのでございます。

諸支出金も1億1,300万円減額になっておりますが、これは特別会計への減額が特に大きいものがございます。特に国保の繰出金が前年度に比べれば減少しておるということが大きく影響しているものでございます。

次に、16ページをお願いいたします。歳出決算額を性質別に示していただいております。特に義務的経費のうち、人件費、扶助費、公債費でございますが、この義務的経費が前年度に比べ7,300万円減少している。これは当然ありがたいし、また意図的にこのようなことも取り組んでおるわけでございますが、この義務的経費を減らすことが一番大切な状況でございます、特に人件費が4,100万円の前年度に対する減額、そして公債費、借金の返済額でございますが、これが約1億1,000万円ほど減少しておる。これをもっともっと加速度的にやっていかなければならないというふうに思っているところでございます。

特に、この人件費につきましては、28年度は19億7,800万円となったわけでございますが、やっとなんかということですが、20億を割り込んだ人件費の総額になっております。実は、これは平成17年度の決算を見ていただきたいんですが、平成17年の合併直後の決算額では、人件費は28億1,500万円も計上されておったわけでございます、その当時から比べると8億3,700万円の人件費の減額となっているところでございます。しかしながら、この19億7,800万円は、まだまだ大変、町にとっては大きな人件費の総額であるというふうに思っているところでございまして、このことにつきましては、また後ほど御説明をしたいと思います。

次に、投資的経費でございますが、これも約3億100万円の前年度より減少しております。これにつきましても、今後、意図的に取り組まなければならない投資的経費の減少についても考えておるところでございます。

そしてまた、補助費については、これは先ほど申し上げました、1億3,000万円も減少しておりますが、プレミアム商品券の関係が大きなものだというふうに思っておるところでございます。これとは別に、また繰出金等がまだありまして、それで歳出の総額になるというふうに思っております。ここには、(ア)から(エ)まで監査委員さんの御意見をいただいておりますので、ぜひともまた議員の皆さん方にも、この監査委員の御意見を十分に御理解をいただけたらと思っております。

次、27ページをお願いいたします。監査委員さんから決算の総評をいただいております。これにつきましては、私も大変、監査委員さんの御意見に沿った、これからの財政運営をしなければ

ばならないということと、また、それに対する私の見解もございますので、申し上げたいと思います。

決算の総評でございますが、上から5行目の最後あたりですが、一般会計においては、これまでほぼ150億円台を維持してきた歳入総額が、その下にもありますが、28年度は150億円を下回り、そして歳出総額もこれまで維持してきた140億円台を下回るなど、歳入、歳出とも財政規模を縮小させているという総評が出ておりますが、これはまさに歳入の減少に合わせて意図的な縮小をさせているというのが私の見解でございます。

次に、28ページをお願いいたします。ここからは具体的に監査委員さんのほうから、いろいろな御指摘をいただいております。まず、一般会計の財政規模の縮小についてでございますが、一般会計の歳出は27年度に比べ3億6,600万円減少しておるわけでございますが、これは公債費と、要因はたくさんございますが、義務的経費の支出が減少したということが大きいと思っております。

また、次に投資的経費につきましても、27年度に比較して3億余り減少いたしております。さらに、先ほど申し上げましたプレミアム商品券の販売が終わったということで、ここにも減少の要因がありますが、特に補助費が平成27年度の実績に対しまして1億3,000万円減少いたしております。これらも含めて、主要な要因となって財政規模の縮小がみられておるところでございます。

一方、歳入につきましても、町債発行額が1億9,900万円削減されておる。また、地方交付税が3億6,600万円減少しておる。このようなことが主要な要因となって、財政規模を縮小しているということで、減少しているわけでございます。

次に、その下の地方交付税の縮小について見ていただきたいと思いますが、普通交付税の一本算定への移行は、平成27年度から既に始まっております。申し上げますと、一本算定と算定替えの差が全て100としますと、27年度に10%、28年度に30%、29年度に50%、30年度に70%、31年度に90%、32年度に100%、一本算定と算定替えの差額は全て減少するというようになっております。28年度は2年目でありまして、この一本算定と算定替えの差額の30%が減少するという、計算上なります。このように、段階的に減少が移行される、減少化される、一本算定への移行に伴う普通交付税が削減されるわけですが、その総額は25年度、26年度あたりの試算によりますと、総額で14億円と想定されておりますので、大変大きな普通交付税の減額が、将来にわたって見込まれるということでございますので、このことに非常に大きな意を払い、留意をしなければならないと思います。

それに加えて、人口減少分等を加えますと、平成27年度にて、先ほど申し上げましたが3億6,678万1,000円の普通交付税の減額となっております。大変著しい減少でございます。



す。ぜひとも、このことについても十分な御認識をいただけたらと思うところでございます。

次に、ここにもいろいろ監査委員さんから詳細な御指摘をいただいておりますので、ぜひとも、これを詳細によく理解をいただかなければならないというふうに思うところでございますので、よろしく願いいたします。

次に、29ページの実質収支の確保という項目を見ていただきたいと思いますと思いますが、この下から7行目でございますが、合併算定替えの交付税の計算から一本算定への移行をすることに伴いまして、巨額な交付税自体が削減されるという、予断を許さぬ、厳しい財政状況に直面していることを考えれば、この実質収支を、ぜひともきちんと確保しなければならないというのが監査委員さんの御指摘でございます。

財政調整基金などの充当可能基金を積み立てて、財政指標の改善を確保すると同時に、将来に向けた確実な補填財源を確保することは、今まで以上に不可避な対応となっているという御指摘をいただいております、私もまさにそのとおりでというふうに思っているところでございます。

次に、30ページをお願いいたします。30ページの1行目でございますが、まさに基金への積み増しを可能な限りやっていかなければならないということが監査委員の指摘となっているところでございます。

次に、基金の状況でございますが、基金の状況は、平成28年度末におけます財政調整基金、そしてまた、減債基金及びその他特定目的基金の合計基金残高、全部でございますが、27年度の実績に比べ4億8,100万円増加し、71億3,900万円余りとなったところであります。28年度の標準財政規模は92億円でございますので、これらと比較すると、よく、基金の規模の大きさというものがわかっていただけるのではないかとこのように思っているところでございます。

その表に出ておりますように、今、全ての総額を申し上げましたが、財政調整基金で27年度末で51億7,500万円、28年度末で56億800万円ということになっておりまして、基金の総額が71億3,900万円となっているところでございます。

ちなみに、27年度末における財政調整基金だけで言いますと、51億7,500万円でございますが、全体では66億5,800万円ということになります。これらを山口県内19市町の基金の残額と比較すると、ということも示していただいております。周防大島町の財政調整基金は県内4位でありまして、基金残高では全体の中では県内第9位の規模となって、かなり優位な状況でございます。財政調整基金の第4位と申し上げますと、下関市の100億円、岩国市の80億円、防府市の五十数億円、そして周防大島町の51億円というような、27年度で申しますと、そういう数字が並んでおるわけでございます。基金は、ある程度の県内でも高額な基金が増設されておるということが見えると思います。

同時に、財政調整基金の標準財政規模に対する割合でございますが、これは山口県内の19市町の中では第2位に位置するという状況でございます。基金残高の標準財政規模に対する割合は、全体の基金で言えば、今度は県内で第3位ということでございまして、県内の市町の中では大変基金的には優位に立っておるということでございます。

これは、監査委員からの御意見でございますが、合併以降、意識して基金の積み増しに意を用い、努力してきた結果が如実に成果としてあらわれていると評価をいただいているところでございます。

次に、その下の財政分析指数と実質公債費比率、将来負担比率でございますが、このことについては、ぜひとも、時間がかかりますので、十分目を通していただけたらと思うわけでございます。

そして、31ページの地方債残高の標準財政規模に対する倍率でございますが、このことにつきましても、次の表で見ていただけたらわかると思いますが、標準財政規模、ことしが約92億5,000万なんですが、28年度で1.86倍というような倍率になっております。これが、標準財政規模がどんどん減少しているということについても、大変大きな懸念を持っているわけでございますが、その表にあります平成24年度の標準財政規模は98億でございましたので、その標準財政規模だけを比較しても、既に6億の減少を見ておるということになります。

次に、自主財源と一般財源の問題がそこにも示されておりますので、これもぜひとも、十分御検証をいただきたいと思っております。

33ページの下から8行目ですが、周防大島町は財政調整基金を主体とする充当可能基金への積み増しを積極的に図り、基金内容を充実させるとともに、意識して地方債残高の圧縮に取り組んできて、将来負担額自体を大きく削減してきたことなど、現実的な成果を出しております。

同時に、職員数の削減に端的にあらわれているように、直接的な行政体制のスリム化にも取り組んできて、その成果を上げておるということが意見として出ております。これは、職員数の問題が出ておりますので申し上げますが、平成16年、合併時に381名おった職員は平成27年の4月1日、今から二、三年前なんですが、そのときに職員数261名となり、120人の職員数の削減がなっております。しかしながら、このことはまた後ほど指摘をいただきますが、この120名の減では到底まだ職員数の削減が実際になっていないのではないかと、261名の職員数をどう考えるのかということが出ております。

次のページをお願いいたします。34ページです。行政改革の徹底をぜひともやらなければならないというのが、ここからの監査委員さんの大きな御指摘でありますので、これを検証してみたいと思っております。私は、さきの3月の議会で、今年度を第2次行財政改革の元年とするということを実施方針の中で申し上げたところでございます。そして、監査委員さんからも、そのことを

ずっとそこに、るる指摘をいただいておりますが、監査委員さんから、残された課題は、歳出の削減、歳出規模の縮小を確実に実現させ得る行財政改革の実施が最も大切であるということで、それから5つの視点から行財政改革について提案をいただいているところでございます。

その一つが、一般職職員数の削減でございます。先ほど申し上げましたが、合併時381人であった職員数を261人ということで120人、実際に既に削減しておりますが、その努力は評価するにしても、現状における普通会計での210人の一般職をどう評価するかは大変大きな課題が残っておるというふうに指摘をいただいております。これは、県内の19市町の人口1,000人当たりの平均一般職員数は、既に7.6人ということが統計上出ております。これに合わせますと、周防大島町の一般職員数は136人で済むではないかということでございます。

また、平成27年度の実績であります普通会計の210人は、山口県内の市町が抱えている職員数からいけば、既に74人多い職員数を抱えているということにもなるという御指摘をいただいております。近隣の町と比較しても、周防大島町の一般職員数、これは普通会計だけの話ではなしに全部の会計なんです、既に100人くらいは多いのではないかと。合併以後、120人の削減をしたこと自体は評価するにしても、今現在が、まだまだ相当大きな職員数を抱えすぎておるということで、さらなる職員の削減が不可避であるという御指摘をいただいております。

2つ目の課題でございますが、業務処理自体の省力化と効率化ということで、その35ページの中ほどでございますが、業務処理コストの削減につなげることは、今や避けて通れぬ行財政改革の1丁目1番地であります。その下にありますが、現実にはもっと厳しく、日常における業務処理のずさんさが見受けられるということの御指摘もいただいております。業務処理体制の基本を確実に構築し直すことが、業務執行体制の見直しとともに、避けて通れない大きな課題であるという御指摘でございます。

3つ目でございますが、直接的な支出の削減についても指摘をいただいております。行財政改革は歳出削減に直接つながって、はじめてその本来の意味を持つということでございまして、確実な成果が見えない財政支出については、聖域を設けず、切り捨てるだけの覚悟を持った対応をすべきであるということで御指摘をいただいております。

次、36ページの、4つ目の課題でございますが、受益者負担原則の明確化、これをぜひともやり遂げなければならないという指摘をいただいております。自主財源の主要な財源の一つであります行政施設の使用料、極めて低水準に据え置かれております。それだけではなく、同一機能の施設に係る使用料に全く統一性がなく、何を基準に使用料を設定されているのか、その根拠も明らかでない。

一方で、行政がこれら施設の維持管理に投入しているコストがかさんでいるにもかかわらず、使用料収入による維持管理コスト回収の意識すらない。あり得ない対応が、全く無意識、無関心

な状態で継続されている。このこと自体が極めて異常であるというふうな御指摘をいただいているところをございまして、当然、これらに対する対応を早急に打っていかねばならないというふうにも思っているところをございます。公共施設の維持管理に係るコスト負担について、受益者負担の原則を考えながら、社会インフラを支えます行政コストの負担をきちっと整理しなければならない。行財政改革の重要な課題であると認識をしているところをございます。

最後、5つ目をございますが、旧4町体制、旧4町意識に固執していることこそ陳腐であるということも指摘をいただいております。この4町の体制、4町の意識というものにつきましても、確かに現前として、4町にあったものが全て残っておるというような状況でございます。これらについても、きちんとした見直しをしていかねばならないというふうに思っているところをございまして、従前の対応とは様変わりの確実な対応と成果を期待してやまないという厳しい御指摘をいただいたところをございます。

私も、これ、るる読み上げましたが、私もそのとおりだというふうにと考えると私もたくさんございます。全職員をあげて、また議会の皆さん方の協力もいただきながら、第2次行財政改革に本腰を入れて取り組んでまいり覚悟でありますので、ぜひとも議会の皆さん方の御理解、そしてまた町民の皆さんの御理解をいただけたらと思います。監査委員さんの審査意見に対する私の見解を申し述べさせていただきました。

それでは、議案の説明の続きに移りますが、議案第1号に入りますが、これは平成29年度一般会計補正予算（第2号）であります。

既定の予算に7億6,375万2,000円を追加して、予算の総額を146億7,660万8,000円とするものであります。

議案第2号は、平成29年度国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に、1億119万6,000円を追加し、補正後の予算の総額を37億3,126万5,000円とするものでございます。

議案第3号は、平成29年度後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に15万7,000円を追加し、補正後の予算の総額を4億6,586万3,000円とするものであります。

議案第4号は、平成29年度介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

保険事業勘定の既定の予算に、1億1,188万3,000円を追加し、補正後の予算の総額を35億7,375万6,000円とするものであります。

議案第5号は、平成29年度簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に256万5,000円を追加し、補正後の予算の総額を1億4,694万円とする  
ものであります。

議案第6号は、平成29年度下水道事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に671万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を14億4,357万  
5,000円とするものであります。

議案第7号は、平成29年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）についてでありま  
す。

既定の予算に1,122万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を3億4,784万  
5,000円とするものであります。

議案第8号は、平成29年度渡船事業特別会計補正予算（第1号）についてであります。

既定の予算に745万4,000円を追加し、補正後の予算の総額を9,434万8,000円  
とするものであります。

議案第9号は、平成29年度病院事業局企業会計補正予算（第1号）についてであります。

業務の予定量、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出等を補正するものであります。

議案第10号は、国道437号線の拡幅事業に伴い、新たに生じた土地の確認について。議案  
第11号は、その土地を字古町に編入するため、字の区域の変更することについて。それぞれ議  
会の御議決をお願いするものであります。

議案第12号は、国道437号線拡幅事業において、公有水面の埋め立て免許に係る諮問がな  
されましたので、その答申について議会の御議決をお願いするものであります。

議案第13号は、防災行政無線放送施設の移設に伴い、設置場所が変更となったことから、防  
災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第14号は、東和病院に新たに麻酔科を設置することとし、これに伴い病院等事業の設置  
等に関する条例の一部を改正しようとするものであります。

議案第15号は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてであります。

山口県が事業主体であります港湾整備事業について、事業名の施設区分を変更しようとするも  
のであります。

議案第16号は、図書館情報総合システムを買い入れることについて、株式会社広島情報シン  
フォニーと契約を締結することについて、議会の御議決をお願いするものであります。

議案第17号は、平成29年度志佐漁港海岸保全施設整備工事について、大字西安下庄の大島  
建設株式会社と工事請負契約を締結することについて、議会の御議決をお願いするものでありま  
す。

議案第18号は、平成29年度橘総合センター空調設備改修工事（機械設備工事）について、

大字東安下庄の株式会社大島電機と工事請負契約を締結することについて、議会の御議決をお願いするものであります。

以上、議案等の概要につきまして御説明を申し上げましたが、詳しくは提案の都度、私または関係参与が御説明しますので、何とぞ慎重なる御審議の上、御議決を賜りますよう、よろしくお願いをいたしまして終わります。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前10時29分休憩

.....

午前10時45分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

.....

#### 日程第5. 諮問第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第5、諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについての補足説明を申し上げたいと思います。

平成29年12月31日をもって2期目の任期満了となります現委員の鍵本一和氏は、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通され、人権擁護についても深い理解のある方であります。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料にお示ししてあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議をいただきますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りします。諮問第1号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、鍵本一和氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第1号人権擁護委員の推薦は、鍵本一和氏を適任とすることに決定しました。

.....

#### 日程第6. 諮問第2号

○議長（荒川 政義君） 日程第6、諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

補足説明を求めます。椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて補足説明を申し上げます。

平成29年12月31日をもって任期満了となります現委員の西村利雄氏は、人格、識見ともに高く、地域の実情に精通されるとともに、特別養護老人ホームの施設長にも就任されるなど、人権擁護についても深い理解のある方であります。

詳細な経歴につきましては、お手元の説明資料にお示ししてあるとおりでございます。

私といたしましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、同氏を引き続き人権擁護委員に推薦いたしたいと存じますので、よろしく御審議いただきますようお願いをいたします。終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。

お諮りいたします。諮問第2号人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについては、西村利雄氏を適任とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。よって、諮問第2号人権擁護委員の推薦は、西村利雄氏を適任とすることに決定しました。

---

日程第7. 認定第1号

日程第8. 認定第2号

日程第9. 認定第3号

日程第10. 認定第4号

日程第11. 認定第5号

日程第12. 認定第6号

日程第13. 認定第7号

日程第14. 認定第8号

日程第15. 認定第9号

日程第16. 認定第10号

○議長（荒川 政義君） 日程第7、認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから日程第16、認定第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。木村会計管理者。

○会計管理者兼会計課長（木村 秀俊君） 平成28年度周防大島町各会計歳入歳出決算の認定に

ついて。

認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を申し上げます。

この認定は、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、各会計の決算につきまして議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算につきまして、補足説明を申し上げます。

決算書の2ページをお願いいたします。

歳入の合計額を申し上げますと、予算現額150億7,136万2,000円、調定額151億506万6,701円に対しまして、収入済額は144億1,441万3,363円で、調定額に対する収入率は95.43%となっております。

また、翌年度繰越事業に伴う国県支出金1億9,971万6,000円及び地方債1億8,990万円を調定額から控除した場合の収入率は97.95%となります。

不納欠損額1,903万1,640円につきまして、1ページの1款町税1項町民税は429万61円で、個人、現年1人、滞納繰越116人、法人、滞納繰越4社、2項固定資産税は1,383万6,479円で現年17人、滞納繰越272人、3項軽自動車税は40万2,900円で現年4人、滞納繰越88人、11款分担金及び負担金2項負担金の50万2,200円は保育料で1人となっております。

収入未済額のうち、事業の繰り越しに伴う未収分を差し引いた残りの収入未済額の主なものにつきまして、1ページの1款町税1項町民税の3,296万2,684円は、個人、現年128人、滞納繰越275人、法人、現年4社、滞納繰越10社、2項固定資産税の5,336万3,529円は現年309人、滞納繰越390人、3項軽自動車税の326万6,400円は現年139人、滞納繰越167人、11款分担金及び負担金2項負担金の361万3,040円は保育料で、現年1人、滞納繰越13人となっております。

2ページの12款使用料及び手数料1項使用料の6,566万4,182円のうち、6,551万9,962円は住宅使用料で、現年13人、滞納繰越87人となっております。

1ページの1款町税1項町民税の収入済額5億3,489万865円には、還付が済んでいない額、以降、還付未済額と言いますが、23万8,900円含まれておりますので、町民税の収入未済額の実数としましては、3,296万2,684円に23万8,900円を加算した3,320万1,584円となります。

また、1款町税3項軽自動車税の収入済額5,383万8,471円にも還付未済額2,400円



が含まれておりますので、収入未済額の実数としましては、326万6,400円に2,400円を加算した326万8,800円となります。

この還付未済額につきましては、45ページの事項別明細書備考欄に記載をしております。  
4ページをお願いいたします。

歳出の予算現額150億7,136万2,000円に対しまして、支出済額は138億8,430万8,474円で執行率は92.12%となりますが、これにつきましても、歳出の翌年度繰越額5億7,864万9,000円を予算現額から控除した場合の執行率は95.80%となります。

翌年度繰越額の5億7,864万9,000円につきましては、6月の臨時議会において御報告しております平成28年度周防大島町繰越明許費の繰越額でございます。

内訳は、3ページの2款総務費1項総務管理費の若者定住住宅用地整備事業外2件で、1億1,340万7,000円、3款民生費は、1項社会福祉費の臨時福祉給付金事業外2件で、1億3,355万7,000円、4款衛生費1項保健衛生費の環境衛生総務一般経費で1,097万6,000円、5款農林水産業費3項水産業費の漁港施設管理経費外1件で、7,232万7,000円、6款商工費1項商工費の観光一般経費外1件で、6,896万9,000円、7款土木費2項道路橋りょう費外1件で9,730万円、10款災害復旧費2項公共土木施設災害復旧費の現年度道路橋りょう補助災害復旧事業で8,211万3,000円となっております。

歳入歳出差引残額は5億3,010万4,889円となっております。

不用額につきましては、その総額が6億840万4,526円となっており、平成27年度決算と比較しまして18.98%の増となっております。

以上で、一般会計の説明を終わります。

詳細につきましては、45ページからの一般会計歳入歳出決算事項別明細書の御参照をお願いいたします。また、以降、各会計の事項別明細書につきましても、説明の都度、あわせてご参照くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

続きまして、認定第2号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

7ページをお願いいたします。

歳入の予算現額38億5,603万4,000円、調定額39億4,471万7,475円に対しまして、収入済額は38億239万7,799円で、調定額に対する収入率は96.39%となっております。

不納欠損額は、国民健康保険税の1,361万4,389円で555人、また収入未済額は国民健康保険税の1億2,870万5,287円で現年611人、滞納繰越914人となっております。

この収入未済額につきまして、事項別明細書261ページの備考欄に記載をしておりますように、還付未済額が節の合計で19万100円含まれておりますので、国民健康保険税の収入未済額の実数としましては、1億2,870万5,287円に19万100円を加算した1億2,889万5,387円となります。

9ページをお願いいたします。

歳出の予算現額38億5,603万4,000円に対しまして、支出済額は37億402万1,436円で執行率は96.06%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円、不用額は1億5,201万2,564円となっており、また、歳入歳出差引残額は9,837万6,363円の決算となっております。

なお、平成28年度末の国保加入状況でございますが、総世帯数9,550世帯、人口1万7,030人に対しまして、加入世帯数は3,593世帯、被保険者数5,561人、世帯加入率は37.6%、被保者加入率は32.7%、また1人当たりの医療費は48万3,874円となっております。

続きまして、認定第3号平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

13ページをお願いいたします。

歳入の予算現額4億3,409万1,000円、調定額4億3,244万3,006円に対しまして、収入済額は4億3,164万958円で、調定額に対する収入率は99.81%となっております。

不納欠損額は後期高齢者医療保険料の20万9,918円で5人となっております。

また、収入未済額は後期高齢者医療保険料で59万2,130円、現年19人、滞納繰越10人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書277ページ備考欄の還付未済額の20万1,835円と7,123円を加算した80万1,088円となります。

14ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4億3,409万1,000円に対しまして、支出済額は4億3,148万3,309円で、執行率は99.40%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で不用額は260万7,691円、歳入歳出差引残額は15万7,649円となっております。

平成28年度末における後期高齢者医療保険の被保険者数は5,347人、1人当たりの医療費は97万1,068円となっております。

続きまして、認定第4号平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

17ページをお願いいたします。

保険事業勘定の歳入の予算現額34億1,049万6,000円、調定額34億1,049万4,841円に対しまして、収入済額は34億305万2,081円で、収入率は99.78%となっております。

不納欠損額の194万180円は介護保険料で59人、収入未済額の550万2,580円も同じく介護保険料で、現年66人、滞納繰越88人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書281ページ備考欄の還付未済額70万2,210円を加算した620万4,790円となっております。

18ページをお願いいたします。

歳出の予算現額34億1,049万6,000円に対しまして、支出済額は32億9,074万900円で、執行率は96.49%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円、不用額は1億1,975万5,100円、歳入歳出差引残額は1億1,231万1,181円となっております。

21ページをお願いいたします。

介護サービス事業勘定であります。歳入の予算現額は1,707万4,000円で、調定額、収入済額はいずれも同額の1,595万9,100円、収入率は100%となっております。

22ページをお願いいたします。

歳出の予算現額1,707万4,000円に対しまして、支出済額は1,595万9,100円で、執行率は93.47%、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は111万4,900円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

なお、平成28年度末の第1号被保険者数は8,894人で、人口に占める割合は52.23%、認定者数は2,195人となっております。

続きまして、認定第5号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

25ページをお願いいたします。

歳入の予算現額9億6,629万4,000円、調定額9億8,541万1,865円に対しまして、収入済額は7億6,746万3,628円で、収入率は77.88%となっております。また、翌年度繰越額の県支出金、地方債の合計額8,000万円を調定額から控除した場合の収入率は84.76%となっております。

不納欠損額はゼロ円で、収入未済額は2款使用料及び手数料1項使用料のうち、1目給水使用料及び2目飲料水供給施設使用料の合計額1億3,794万8,237円は現年8,847人、滞納繰越2,378人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、事項別明細書の

301ページにあります還付未済額の2,263円を加算した1億3,795万500円となります。

なお、収入未済額には3月31日に利用者依頼に基づく口座振替により、4月以降、会計管理者口座に入金された水道事業継承分の8,237人、5,128万7,048円と、それ以外の水道事業継承分2,930人、8,527万8,934円が含まれております。

したがって、平成29年度に引き継ぐ簡易水道事業特別会計の収入未済額は、現年分7人、滞納繰越分51人の138万4,518円となります。

26ページをお願いいたします。

歳出の予算現額9億6,629万4,000円に対しまして、支出済額は7億6,565万8,628円で、執行率は79.24%となっております。また、翌年度繰越額の8,180万5,000円を予算現額から控除した場合の執行率は86.57%となります。

不用額は1億1,883万372円で、歳入歳出差引残額は180万5,000円の決算となっております。

また、給水人口は1万5,334人、普及率は90.04%となっております。

続きまして、認定第6号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

29ページをお願いいたします。

歳入の予算現額10億1,186万7,000円、調定額10億129万64円に対しまして、収入済額は7億8,618万1,113円で、収入率は78.52%となりますが、国庫補助金、地方債の翌年度繰越額2億1,080万円を調定額から控除した場合の収入率は99.45%となります。

不納欠損額は42万1,037円で、分担金の12万300円は滞納繰越15人、使用料の30万737円は滞納繰越22人となっております。

国庫補助金、地方債を除いた収入未済額につきまして、1款分担金及び負担金1項分担金では受益者の分担金が44万8,300円で、現年2人、滞納繰越23人、2款使用料及び手数料1項使用料が343万8,834円で、現年27人、滞納繰越155人となっておりますが、収入未済額の実数としましては、還付未済額の2,376円を加算した344万1,210円となります。

30ページをお願いいたします。

歳出の予算現額10億1,186万7,000円に対しまして、支出済額は7億7,389万7,113円で、執行率は76.48%となりますが、翌年度繰越額2億2,308万4,000円を予算現額から控除した場合の執行率は98.11%となります。

不用額は1,488万5,887円で歳入歳出差引残額は1,228万4,000円の決算となっております。

なお、平成28年度末の町全体の下水道集合処理普及率は36.9%となっております。

続きまして、認定第7号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

33ページをお願いいたします。

歳入の予算現額3億2,842万2,000円、調定額3億2,561万4,090円に対しまして、収入済額3億2,416万9,166円で、収入率は99.56%となっております。

不納欠損額は14万6,320円で、分担金の5万7,000円は滞納繰越4人、使用料の8万9,320円は滞納繰越4人となっております。

収入未済額129万8,604円の内訳につきましては、1款分担金及び負担金では、分担金が2万8,000円で滞納繰越3人、2款使用料及び手数料1項使用料の農業集落排水使用料が127万604円で、現年19人、滞納繰越47人となっております。

34ページをお願いいたします。

歳出の予算現額3億2,842万2,000円に対しまして、支出済額は3億2,416万9,166円で執行率は98.71%となっております。

翌年度繰越額はゼロ円で不用額は425万2,834円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、認定第8号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

37ページをお願いいたします。

歳入の予算現額4,130万7,000円、調定額4,119万3,304円に対しまして、収入済額は4,040万8,317円で、収入率は98.09%となっております。

不納欠損額は、使用料の5万3,670円で滞納繰越2人、収入未済額は1款使用料及び手数料1項使用料の73万1,317円で、現年5人、滞納繰越21人となっております。

38ページをお願いいたします。

歳出の予算現額4,130万7,000円に対しまして、支出済額は4,040万8,317円で執行率は97.82%、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は89万8,683円で、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、認定第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算につきまして補足説明を申し上げます。

41ページをお願いいたします。

歳入の予算現額8,526万円に対しまして、調定額、収入済額はいずれも同額の8,104万2,567円で収入率は100%、不納欠損額、収入未済額ともにゼロ円となっております。

42ページをお願いいたします。

歳出の予算現額8,526万円に対しまして、支出済額は8,104万2,567円で執行率は95.05%、翌年度繰越額はゼロ円、不用額は421万7,433円、歳入歳出差引残額はゼロ円の決算となっております。

続きまして、実質収支に関する調書の御説明を申し上げます。単位は、千円で記入をしております。

343ページをお願いいたします。

一般会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額144億1,441万3,000円、歳出総額138億8,430万8,000円、歳入歳出差引額は5億3,010万5,000円となり、そのうち翌年度へ繰り越すべき財源7,156万5,000円を差し引いた実質収支額は、4億5,854万円で決算をいたしております。

344ページは国民健康保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額38億239万8,000円、歳出総額37億402万1,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額は同額の9,837万7,000円となっております。

345ページは、後期高齢者医療事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額4億3,164万1,000円、歳出総額4億3,148万3,000円、歳入歳出差引額は15万8,000円で、実質収支額も同額となっております。

346、347ページは、介護保険事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

346ページの保険事業勘定でございますが、歳入総額34億305万2,000円、歳出総額32億9,074万1,000円、歳入歳出差引額は1億1,231万1,000円で、実質収支額も同額となっております。

また、347ページの介護サービス事業勘定でございますが、歳入総額、歳出総額は同額の1,595万9,000円で、歳入歳出差引残額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

348ページは簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7億6,746万4,000円、歳出総額7億6,565万9,000円、歳入歳出差引額並びに繰越明許費繰越額はいずれも180万5,000円で、実質収支額はゼロ円となっております。

349ページは、下水道事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額7億8,618万1,000円、歳出総額7億7,389万7,000円で、歳入歳出差引額並びに繰越明許費繰越額はいずれも1,228万4,000円で、実質収支額はゼロ円となっております。

350ページは、農業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の3億2,416万9,000円で、歳入歳出差引額並びに実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

351ページは漁業集落排水事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の4,040万8,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

352ページは、渡船事業特別会計実質収支に関する調書でございます。

歳入総額、歳出総額は同額の8,104万3,000円で、歳入歳出差引額、実質収支額はいずれもゼロ円となっております。

続きまして、財産に関する調書の御説明を申し上げます。

この調書につきまして、今年度移動のあった部分のみ御説明をさせていただきます。

353ページをお願いいたします。

1 公有財産の(1)土地及び建物のうち、土地につきましては、東和西方地区のし尿貯留槽設置用地の取得並びに固定資産台帳整備に伴う増減分と合わせて年度中3万8,690.95平方メートル増加し、年度末現在高は839万2,684.52平方メートルとなっております。

建物につきましては木造面積で、西安下庄真宮・大泊地区の住宅3棟の解体、日見公衆トイレ1棟の新築、棕野・三蒲地区教員住宅3棟の解体並びに固定資産台帳整備に伴う増減分と合わせて年度中5,151.83平方メートル増加し、決算年度末現在高は3万8,931.9平方メートルとなっております。

非木造では、西安下庄公有地のユニットハウスの新築並びに固定資産台帳整備に伴う増減分と合わせて年度中8,672.27平方メートル減少し、決算年度末現在高は16万5,658.5平方メートルとなっております。

木造・非木造を合わせた延べ面積では3,520.44平方メートルの減となっております。

354ページをお願いいたします。

(3) 動産につきまして、船舶が1隻4.9トン減で、決算年度末現在高は5隻42.7トンとなっております。

(4) 物権につきまして、地役権は23平方メートルを減少し、決算年度末現在高は128平方メートルとなっております。

(5) 有価証券につきまして、瀬戸内海リゾート株式会社の証券価格が減資により1,296万

9,000円減少し、決算年度末現在高は13万1,000円となっております。

355ページをお願いいたします。

(6) 出資による権利ですが、柳井地域広域水道企業団へ900万7,000円出資しまして、年度末現在高は50億1,449万9,000円となっております。

356ページ、山口県東部森林組合出資金の1万4,000円の増は配当金となっております。また、財団法人山口県ニューメディア推進財団出捐金は168万円の減額により、年度末現在高は192万円となっております。これは、法人形態の移行に伴い、当該基金が周防大島町に寄附されたことによるものでございます。

357ページをお願いいたします。

2の物品につきまして軽自動車が1台減、359ページ、蒸気ボイラーが1台増、複合遊具が1基増となっております。

362ページをお願いいたします。

3の基金でございますが、(1) 財政調整基金は4億3,298万3,000円の増で、年度末現在高は56億831万4,000円となっております。

(2) の減債基金は17万5,000円の増で、年度末現在高は6億360万7,000円となっております。

(3) 県収入証紙購入基金は変更ございません。

(4) 奨学資金貸付基金は取り崩し等により3,798万1,000円の減で、年度末現在高は1,000万2,000円となっております。

(5) 福祉振興基金の8万1,000円の増は利息で、年度末現在高は2億8,105万6,000円となっております。

363ページ、(6) 国民健康保険基金の1万5,000円の増は利息で、年度末現在高は5,082万3,000円となっております。

(7) 介護給付費準備基金は、利息と積み立て等により864万2,000円の増となっております、年度末現在高は8,436万3,000円となっております。

(8) まち・ひと・しごと創生基金は、2,274万6,000円の取り崩し等により、年度末現在高は3億7,737万4,000円となっております。

(9) 土地開発基金につきまして、土地の面積は7,536.82平方メートルで、年度末現在高は1億6,914万8,000円となります。また、現金は2万9,000円増で、土地と合わせた決算年度末現在高は2億7,080万1,000円となっております。

364ページ、(10) 中山間ふるさと・水と土保全対策基金に増減はなく、年度末現在高は3,113万1,000円となっております。



(11) 周防大島高等学校通学支援費給付基金につきまして、新たに基金を積み立て、決算年度末現在高は3,747万6,000円となっております。

(12) のちびっ子医療費助成事業基金は、利息と積み立て等により1,863万8,000円の増となり、年度末現在高は6,803万円となっております。

(13) 観光振興事業助成基金は、1,072万5,000円の取り崩し等により年度末現在高は3,564万3,000円となっております。

(14) 福祉医療費一部負担金助成事業基金は、2,866万2,000円の取り崩し等により、年度末現在高は4,710万3,000円となっております。

365ページ、(15) ふるさと応援基金は、利息並びに積み立て等により697万6,000円の増で、年度末現在高は2,424万8,000円となっております。

(16) CATV加入促進事業基金は、211万1,000円の取り崩し等を行い、年度末現在高は2,641万3,000円となっております。

(17) 外国語活動推進事業基金につきましても、808万8,000円の取り崩し等を行い、年度末現在高は2,034万9,000円となっております。

以上で、認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、認定第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの補足説明を終わります。

なお、決算付属書類、監査委員の審査意見書及び主要な施策の成果を説明する書類を添付いたしておりますので、御審議の上、認定を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午前11時28分休憩

.....

午前11時38分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 認定第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について補足説明申し上げます。

お手元の平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算書類、1ページの決算報告書をお開きいただきたいと思います。

まず、収益的収入及び支出の決算額であります。収入合計48億1,791万4,139円に対しまして、2ページの支出合計は53億8,361万7,179円の決算となりました。

次に、3ページの資本的収入及び支出の決算額であります。収入合計7億4,760万円に

対しまして、4ページの支出合計は10億7,426万7,275円の決算となりました。

次に、財務諸表につきまして、御説明申し上げます。

まず、7ページの損益計算書について御説明申し上げます。

これは、平成28年度の経営状況を表すものでございますが、医業収支では17億2,388万5,242円の医業損失となり、医業外収支では11億1,600万1,013円の医業外利益となり、特別利益415万3,685円、特別損失5,151万9,700円を合わせた当年度純利益は、6億5,525万244円の赤字となりました。

なお、現金支出の伴わない費用であります減価償却費5億6,413万1,704円、資産減耗費607万6,136円を合わせた5億7,020万7,840円を除きますと、8,504万2,404円の赤字となります。

次に、9ページの剰余金計算書であります。利益剰余金のうち、減災積立金につきましては、27年度末の4,139万615円を28年度の企業債償還金の財源として取り崩して未処分利益剰余金へ計上し、未処分利益剰余金につきましては、28年度の欠損金6億5,525万244円を計上し、利益剰余金の年度末残高がマイナス7億9,187万5,688円となりました。

次に、11ページの欠損金処理計算書につきましては、処分はありません。

次に、13ページの貸借対照表について御説明申し上げます。

これは、平成29年3月31日時点の財政状況を表しております。

14ページの資産合計は174億3,090万6,209円、15ページの負債合計は125億4,914万3,967円、16ページの資本合計は48億8,176万2,242円でございます。

以上、概略を御説明申し上げましたが、附属資料といたしまして、18ページ以降に事業報告書、キャッシュフロー計算書、収益費用明細書、固定資産明細書、企業債明細書、注記を添付しております。

平成28年度決算は平成27年度と比べ、収益は、基金運用益や繰出基準の変更による他会計繰入金の増加等により2,643万8,920円増加しましたが、医師等人員増や山口県人事委員会勧告に伴う給与改定等の影響による給与費の増加により、費用が1億9,417万8,419円の増加となり、収支は6億5,525万244円の赤字と、昨年より1億6,773万9,499円悪化しました。

特に介護老人保健施設2施設につきましては、交付税措置がないため、入所稼働率が90%前後を推移している状況ですが、平成16年度以降、厳しい経営状況が続いております。

一方で、平成26年度からは外部コンサルタントを導入し、収入面での単価増収の成果が表れてきています。今後も引き続き、経営改善に全力を挙げ、3病院、2老健、看護専門学校、訪問

看護ステーション、居宅介護支援事業所、健康の健診と検査のほうの検診事業を堅持し、地域住民に安全・安心な医療、介護、福祉を提供するために、親しまれ、愛され、信頼される組織になるよう、職員一丸となって努めてまいりたいと思います。

以上で、認定第10号平成28年度周防大島町公営企業局事業決算の認定についての補足説明を終わります。

なお、本決算書は監査委員の審査に付して、その意見書を別冊に添付しておりますので、御審議の上、御認定を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑は、議案ごとに行います。

なお、議員各位にお願いではございますが、認定案件につきましては、後ほど所管委員会への付託審査をお諮りし、委員会にて詳細なる審議を願う予定としておりますので、ここでは総括的、大綱的な質疑を行っていただきたいと思います。

認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定について、質疑に入ります。

一般会計歳入歳出につきましては、歳入と歳出を分けて質疑を行います。

まず、歳入について質疑を行います。なお、財産に関する質疑もここでお願いします。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 監査結果、意見書に町長から御紹介がありました。大変厳しいと言うか、町長が言われるように、まさにその的確な御意見があったと、重く受けとめるべきだと思いますが、その一方でそういう枠を小さくするというのも必要なんでしょうけど。もう一つは予算の使い方の中身と言うんですかね、充実化させるということも必要で、それがないと結局、枠を小さくしても無駄になってしまうんじゃないか。そういうことを踏まえますと、これもまた監査委員の意見に戻るわけですが、業務の基本的な見直しと言うんですか、業務の基本を見つめ直すということが必要になってくると思います。

この点について、改めて町長が、この意見を踏まえてこれからどういうふうに行うか、この辺を御意向と言うんですかね、考えを御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 一般会計の決算の総体的な問題について、御質問いただきましたのでお答えしたいと思います。先ほど申し上げました、監査委員さんから大変厳しくも的確な指摘であろうというふうに私も感じておりますが、その中で、監査委員さんからもお話がありますように、今、議員さんからお話がありましたように、ただ総額を減少減額させるだけではなくて、その中身、用途についてから検証するべきだという御指摘であったというふうに思いますが、いず

れにいたしましても、先ほども申し上げましたが、歳出の性質の中をとすることを考えますと、やはり義務的経費を削減するという事は当然のことながら、行財政改革に取り組む中で言えば、一番のことではないかというふうに思っているところでございます。

その次が、投資的な経費、そして補助的な経費、物件費、そして繰出金というぐらいの大枠になると思いますが、その中でも特に今の御質問は投資的な経費のことについてはではないかと思いますが、当然ながら、取捨選択をしていかなければならない状況にあるというふうに思っております。と申し上げますのが、歳入の確保がどんどん上向きになっておる時代であれば、また別でございまして、今、私たちが推測するにあたり、これから先、一般財源的な、町税を中心とする一般財源と、交付税を中心とする依存財源と、これらを合わせたものが、ほぼ標準財政規模ということになるわけですが、標準財政規模が先ほども申し上げましたように、100億円を割り、そして今、もう既に92億円という状況になっておるわけですから、当然、標準財政規模に合った歳出を考えなければならないというふうに思っているわけでございます。

今、当面の私が考えている目標とすれば、予算規模自体が120億円あたりが、この周防大島町にとっては、まず第一の目標にならなければならないんじゃないかというふうに思っているところでございます。そのことを先ほども申し上げましたように、投資的な経費等を削減するだけではなくて、当然のことながら、義務的な経費を削減して、投資的な経費にできるだけ影響を及ぼさないということが、重要であろうというふうに考えておるわけでございます。

しからば、この義務的な経費をどうやって削減するんだということになります。公債費につきましては、今のところ起債の償還額に対しまして、約半分以下の起債の発行額に押さえておるというのが現実でございまして、これから当然ながら起債の残高は減少してくるものと思っておりますし、まずそれは目標にしておりますが、この目標については、できるだけ今の標準財政規模を早く下回るところまで。言うなれば、予算額をまず第一段階では下回る起債残高にする。次の段階とすれば、標準財政規模を下回る段階にするというのが目標でございまして。

もう一点は、監査意見書の中にも何度も出てまいりましたが、やはり、義務的経費の中心であります人件費の問題であろうというふうに思っているところでございます。やはり、合併した町でありますので、必ずしも県内の平均とか、または総務省が示しておる標準的な職員数ということだけでは、捉えにくい部分があるということも、十分承知しております。しかしながら、この単純な比較で、荒っぽい比較で申しわけないんですが、例えば、田布施町の現有職員が133名ということになりますと、田布施町と周防大島町の人口がほぼ近寄ってきておるという現状からしますと、周防大島町の260名という職員数は、単純に考えて、荒っぽい考えで見ても、やはり非常に多いのではないかというふうに言われても、仕方のない状況にあるというふうに思っております。

しからば、周防大島町の住民は、田布施町に比べれば、倍の職員数を抱えておるということによって、田布施町よりも、倍以上のそういう行政サービスを受けておるかということにつながっておれば、それはそれも悪くはないというふうにも思いますが、そんなことは当然ないわけでございますので、こちら辺はどうしても避けて通れない行革の第一歩だというふうに思っておるところでございます。

そういうことで、既にこの新年度の平成29年度の施政方針のときにも申し上げましたが、第2次の行財政改革のスタートの年にしたいということを申し上げましたが、この職員の定員の適正化についても、既に定員適正化計画の見直し、そしてまた、それについての取り組みをスタートさせております。

この定員の適正化については、目標と、そしてその期間というものがすごく大切になってまいります。いずれにいたしましてもスピード感を持って取り組んでいきたいというふうには思っておるところでございます。いずれまた周防大島町の定員の適正化についての議論も、また執行部で定めておりますこの定員適正化計画についても、議会に対して御説明をする機会があろうとも思いますが、また、いずれにいたしましても、行財政改革の一番の柱であります、やっぱり定員の適正化というものについては、十分この意を払っていきたい。そして、取り組んでいきたいと思っております。

このようなことからすると、やはり義務的経費、投資的経費、そして補助費、そしてまた他会計の繰出金等を見据えながら、投資的な経費の増減、または削減ということにも取り組まなければなりません。今、御指摘のように、何でもかんでも予算さえ削減すればええんじやというようなものではないということは、当然、十分理解をしているつもりでございます。

しかしながら、非常にどこまで行けば、その行革は進んだということになりますと、監査委員さんからも合併からすれば、既に120人、30%の職員数を削減しているけど、しかしながら、今、ここに立ち止まって見ると、やはり今の現状がすごく多い。そして、またそれに対してどんどん人口はまた減少しておるというような状況を考えますと、総体的な全体的な行革について、もう一度検証し、またその組織についても、きちっとした立ち上げをしていかなければならないというふうにも考えておるわけでございますので、また、そういうことを、方針を確定いたしましたら、また議会のほうにも御説明をさせていただきたいと思っておるところでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私も歳出に限ってということで申し上げたわけではないんですが、全体の財政と言うか、仕事全体の話として監査委員の意見にもありますように、業務処理体制の基本を確実に構築し直すことの必要性ということなどもうたわれておって、仕事全般の基本に立

ち返って、本当に町民のために、町のために必要な予算執行と言うか、財政実施ということで、町長もこの意見を踏まえられて、受けとめて、いろいろ改革にこれから実行されていくんだと思いますが、改革はその、執行部だけでなく議会も一体となって取り組んでいかなきゃならないということであると思いますので、ぜひ、議員の意見にも真摯に耳を傾けて取り組んでいただけたらと思います。その辺で何か御答弁があればお願いします。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほども申し上げましたが、今回の監査委員さんの審査、意見の中にたくさん指摘がございます。実は今回初めて指摘があったというわけじゃ当然ないんでございまして、昨年度の27年度の決算についても十分、去年も既に指摘をいただいているのもたくさんあります。その中で、今、議員さんがおっしゃられた、監査委員さんから業務処理自体の省力化と効率化というような御指摘をいただいております。それが非常に、今回、いろいろなところから業務処理のずさんな対応というのが目につくというような御指摘をいただいております。特に、近年、非常に情報公開制度についても、たくさん情報公開制度が出ることによって、たくさん各関連のその情報公開の公開する体制についても、非常に統一性がとれてないというようなことがあります。今の田中議員さんからも、そういう御指摘もいただいたこともございます。それらだけではございませんが、監査委員さんのほうからも業務処理について、非常に言葉で言ったら厳しいんですが、ずさんさがあるというふうにも指摘されております。

このことは大変恥ずかしいことございまして、これらについても一回きちっとした、コストの削減だけではなくて、コストの削減はもちろんのことございまして、その業務処理のきちんとした正確さ、そして公正さ、そしてスピード感、こういうものを持ってきちんとやらなければならない。これも御指摘の中の一番大きな課題の一つであろうというふうにも考えておるところでございます。

先ほども言いましたが、ぜひとも、この行政改革に取り組む体制というのを、きちんと構築し、そしてまたこのことは議会にも御報告し、また、御意見もいただきながら、将来にわたって安定的に運営できるこの行政執行体制というものをつくっていかねばならないということをおもっております。29年度をそのスタートの年にしたいというふうにも考えておるところでございますので、議会の皆様方にもぜひとも御理解と、そしてまた御支援をいただきますようによろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） いいですか。暫時休憩します。

午後0時00分休憩

.....  
午後0時59分再開

○議長（荒川 政義君） 開会前ではありますが、先ほど病院事業管理者の説明で一部訂正がございますので、これを認めます。石原管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） どうもすみません。企業会計事業決算書の9ページのこれ剰余金計算書これが正しいので、7億9,187万5,588円が正しくて、私先ほどの説明のときに、5,688円と言いましたので、こちらの5,588円のほうが正しいです。どうもすみませんでした。

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、質疑を再開いたしたいと思います。

歳入と財産についての質疑を受けたいと思います。質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） まず、地方交付税の基本的な額とされています基準財政需要額から基準財政収入額を引いた、いわゆる財政不足額はこの決算上では幾らの計算になっているのかお伺いいたします。

財政調整基金の話も先ほど町長からされました。ここにその説明にあるように、28年度末でこの財政調整基金がさらに増えて56億円以上になっています。町長はこの先の一本化算定になることなどあげて、やっぱりこの財調が必要なんだと。むしろ財調がたくさんあることが、いわばいいのだという趣旨のことをおっしゃいました。私はこの財政調整基金が全く必要ではないとは、全く思いませんし、一面では町長の言い分も妥当な面はあるかと思えます。しかし、もう一面では、やはり、地方自治体ですから、企業とは違うというそういう側面から見れば、この財政調整基金が増えてきたこと。それが住民サービスがずっと行われてきた。その中でもまた財調が貯め込まれてきたんだということではなければならないと思うのです。

この先ほどの町長の監査報告書についての説明の中で、どうも私は気になるところがあって、地方自治体が、例えば地方自治法の第1条の2、その1項の中に地方公共団体は住民の福祉の増進を図ることを基本とすると。ということがうたわれているわけであって、この財政調整基金の積み立ての問題も、あるいは先ほどからあるような職員の削減、行政改革というものも、やはりこの基本、住民の福祉の増進、住民サービスを低下させないと、福祉を増進させるという、その基本があってこそ地方公共団体であって、それがなければ企業と全く同じことになってしまうと思うのです。

もう一つはその考え方、その基本について町長の先ほどの説明の中には、そういった立場からの発言はなかったように思われるわけですが、この財政調整基金。それから、行政改革を断行するにあたって、この地方自治法の第1条の2、住民の福祉の増進を図ることを基本とするというこのことこそが、私は本来、大事なことだと思うのですが、その考え方については、どのようにお考えか伺います。

その考え方に立って、この財調の積み立てもどういふふうに捉えているのかお伺いをしたいところでは。

それから、歳入のところでは、この成果説明書の64ページ、差し押さえ等の実績というのがありますが、この中で、27年度に比べて全体として16件、差し押さえが増えて、37件の差し押さえがされたというふうにしています。

中でも増えているのが、この生命保険に対する差し押さえ、それから預貯金に対する差し押さえが増えているようです。昨今のいろんな、ずっと実質的な、賃金がずっと上がってないという状況。あるいは物価が上がっていると。そういう状況の中で、町民の方々の収入も大変厳しいものがあると思うのですが、そういう生活を根底から壊してしまうような差し押さえはだめだと。やるべきではないと思うのですが、特にこの成果説明書の表によると、こうした生命保険と預貯金に対する差し押さえが、なぜ、こんなに増えたのか。何か方針上の変更と言いますか、そういうものがあつたのかどうかを伺います。

それから、2番目にこの差し押さえできない物件について、国税徴収法の75条から78条に書いてありますし、同法の施行令にもいろいろ書いてあります。全国的な傾向として、この国税徴収法に禁止されている差し押さえ禁止の物件に対して、それが口座に入ってしまったら、それは差し押さえできるんだという方針で。例えば、給料の一部について差し押さえできないことになっていますけれども、それも口座に入ってしまったらできるんだとか、あるいは児童手当についても、そういうふうにすると。この児童手当については、もうはっきり判例で裁判で児童手当が口座に入ったからといって、それを差し押さえてはいけないという判例もありますが、こうした預貯金が増えている背景にそういう口座に入ったからいいんだというような姿勢で差し押さえというようなものが行われているのか、いないのか、その辺をお伺いします。

特に、この児童手当について、どういふ方針で行っているのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 地方自治法の基本中の基本が、住民の福祉を向上させるために地方自治体があるということでございます。このことは当然のことながら、私たちも十分踏まえての、そういう先ほどの発言であるというふうに思っております。しかしながら、この住民福祉を向上させるためには、根本的には財政的な裏づけがないと、住民福祉の向上をすることができないというのは、当然のことだというふうに思っているわけでございます。

それともう1点、財調の問題を今の観点から言われましたが、当然ながら財政調整基金につきましても、確かに今の現在の現状は、県下でも相当高い位置にあるということは、認めるところでございますし、それだからと言って安心できる状況ではないというのは、先ほど申し上げまし



たように、今の交付税が、言葉は悪いですが水ぶくれ的になっているというのは、合併したから、当然ながら、その合併の算定替えという形で、1町であるのではなくて、今現在、4町であるという状況をつくって、そして、算定替えという形で交付税を増額して交付をされておるという状況でございますから、それが平成28年から既に、先ほども申しあげましたように、平成32年度までの間に一本算定になってくるということになります。その一本算定と算定替えの差がたぐさなければ、それは私どもそういう心配をする必要もないと思うのですが、これはいろいろ、今、国のほうでも、もう少し縮小せんにゃあいけんじゃないかということも言っておられるんですが、実は平成25年度の試算では、一本算定と算定替えの差が16億円あるわけです。

それを27年から32年の間に削減していくということになります。これはすごい恐ろしい数字なんです16億円というのは。そしてその後に、平成25年の今試算あるんですが、26年の試算では、14億5,000万円というような数字も出ております。

これは全国の合併した市町村が、まともに数字のとおり算定替えを一本算定に移していくと、とてつもない、今の合併後の市町村を維持できないということの訴えの中から、一本算定へ少しづつ加算していこう。なぜかと言うと例えば、じゃあ周防大島町の場合もそうなんですが、4町が1つになったからと言って、じゃあ、それぞれの支所が1つになったかと、そんなことはないわけで、また、いろいろな公共施設を、例えば公民館、図書館、これが一つになったかと、そんなことはできない。それで、消防もそうですし、保健センター的なものもそうですし、いろいろな問題からして、算定替えから一本算定にそのまま行ったんでは、多分維持できないだろうということで、いろいろな陳情、要望も繰り返しております。

平成25年には16億4,000万円削減するだろうと思われとった算定替えと一本算定の差が26年では14億円。私たちはさらにもっとそれを縮小してほしいということを要望いたしております。そのようなことがあるわけでございますが、仮に16億円とか14億円の地方交付税が削減されたとしたら、それに合併時の人口から、さらに、今現在は1万7,000人を割るという人口になっていますから、地方交付税の一番の算定のもとには人口がベースですから、人口が前回の平成22年と27年の国勢調査だけでも1,885人減少しておるわけですから、当然ながら、そこにも交付税の削減の要因がかかります。

これらを含めると、恐ろしいような地方交付税の削減が、これから起こってくるということを考えますと、今、財調が県下で高い位置にあるからといって、全然安心できるものではないということになると思っております。

なぜかと言いますと、周防大島町の一番の大きな歳入のもとが地方交付税であるからです。これが例えば、どんどん削減されていって、そしてまた、それでもって住民福祉の向上を支えていこうとするならば、とってそれは無理が出てくるということになります。それですから、当然

のことながら、財政的な裏づけのない住民福祉の向上というのは、絵に描いた餅になってしまうということを非常に恐れているわけでございます。

そういうことでございますから、最低の経費でもって最大のサービスを行うというのも一方にあるわけでございまして、それらについては、財調をできるだけ積み増して置いておくということと。もう一つは、人件費を中心とした義務的経費をできるだけ削減していくということが、一番大きな、財政を安定させるうえで必要なことであって、これがなければ財政の裏づけのない住民福祉の向上を目指すということになるということからして、そのことを申し上げて、財調のできるだけの積み増し。これから積み増しは、なかなか難しゅうなりますが、その財調をきちんと確保しておくことと、もう一つは人件費等の義務的経費をできるだけ削減していくということがいかに必要かということを感じておるわけでございます。

このことについては、人件費の削減が直、職員数の削減が一番大きい効果のあるもので、確かに一番大きいんですが、それだけではなくて義務的経費はほかにもありますし、また、義務的経費だけではなくて、あらゆるものを考えながら、その行財政改革に取り組んでいかなければならぬという理由でございます。

それともう1点、後ほど担当の部課長のほうから答弁があると思いますが、差し押さえの件について、今、ありましたが、非常に滞納額、または滞納をずっと数年置くことによってから、結果的にとれないということがたくさん起こっております。不納欠損になるということもあるんですが、そういうことも含めて、税や使用料、利用料等の公平性というのは、ぜひとも確保しなければ、本当にこれを公平に持っていくことによっていかないと、不公平がどんどん起こってしまうということになります。

今、言われたように、いろいろな何もかも、全てを差し押さえしよるというわけではとてもありませんし、しかしながら公平性を一番のもとに置いて、税だけじゃありませんが、いろいろな利用料等も含めて、きちんとした公平性のためにも、差し押さえ等も必要だということでございます。安易に差し押さえに走っているということはないというふうに考えております。詳細については、また部長のほうから答弁いたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 私からは、砂田議員さんの普通交付税にかかる数値を申し上げたいと思います。

基準財政需要額でございますけれども85億5,656万4,000円、これに対しまして基準財政収入額が14億2,347万7,000円でございます。差し引き、これを交付基準額と申しますけれども71億3,308万7,000円。これに調整率を掛けまして、最終的に普通交付税の交付決定額が71億2,604万8,000円となっております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） 先ほど、成果説明書の64ページの滞納処分等の状況の中で、差し押さえ等の実績で、昨年と比べて、約16件増えたということですが、基本的には、通常の段階を踏んで差し押さえ等をやって、方針等については従来どおり執り行っております。

それと重点的に、今、お話がありました預貯金を差し押さえた場合の関係でございますが、預貯金口座を差し押さえる場合には、国税徴収法第141条により、書面で各金融機関へ依頼し、過去3年間の取引履歴の添付を求め、現在口座残高、及び取引履歴の内容を確認しまして、取引内容から国税徴収法、その他、法令で差し押さえが禁止されている給付等が含まれていないか留意して行っております。

御質問の、特に児童手当の差し押さえにつきましては、児童手当法15条で禁止されておりますが、議員さんもおっしゃったように、過去の判例で、差し押さえ禁止財産であっても預貯金口座に振り込まれると、受給者の一般財産に混入し識別できなくなる場合にまで差し押さえを禁止できないと。これ、平成10年の最高裁判決がありますが、最近では、平成20年の鳥取地裁で、鳥取県が行った差し押さえについて、口座に児童手当しかないことを知りながら差し押さえたことは、児童手当の健全育成を目的とした児童手当法の趣旨に反し、違法との判決がされておりますので、預貯金口座を含め、ほかの財産の差し押さえを行う際には、慎重に判断しているところであります。

このことから、預金残が児童手当のほか、差し押さえが法で禁止されている給付金等を下回る残高の場合は、法の目的に反することになりかねないため、本町では差し押さえを控えることとしており、残高が手当等の給付金を上回っている場合には、その給付金等を除いて、残高について差し押さえしております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 地方交付税について、地方交付税は自主財源が乏しい本町のような財政にとっては本当に特に大事なものです。もともと、この地方交付税法と言いますか、地方交付税制度が戦後の新しい憲法で地方自治が認められて、自主財源が乏しい町も自主財源がたっぷりある町も平等にいろんな行政ができるように、そこの首長さんが考えた自主的、独自の施策が十分できるようにということで、この地方交付税制度ができたわけです。それが、今、こういう状態になっているというのは、やはり一つには、地方交付税制度の本来の趣旨が自主財源が乏しい町は、大変厳しい財政状況になってしまっているというのが、そういう地方交付税制度の本来の趣旨が損なわれているというのが言えると思うのですが、その辺、町長どういふふうにお考

えでしょうか。

しかも、この一本算定になるというのは、合併の前からもうわかっていたことです。当時は10年間しかなかったわけですが、それがいろんな世論で15年に延びて、その後は本当に厳しい地方交付税になって、それによって住民サービスが低下するんじゃないかということで、この大島の合併にも私は警鐘と言いますか、大変になるんじゃないかということで反対もしましたけれども、それが今、ことさら取り上げられていますけれども、これはもう既に十数年前に予想できたこと。わかっていたことです。それを承知の上で合併をしたわけですから、地方交付税が少なくなるという現実を、それを打開していくためには、やはり、先ほど申しましたような、本来の地方交付税制度をちゃんと国に求めていくと。

基準財政需要額から収入額を引いて、それにいろんな測定単位を加算していったって、そういう自主財源、過疎の町でも都会と同じような地方行政ができるような、それが憲法が定めている地方自治の制度でもあるわけですから、そこをやっぱりちゃんと求めていくと言いますか、住民の生活、町民の皆さんの暮らしを守るために、そこを求めていくことが、それはもう、合併しなくても、しようがしなくても同じことが言えると思うのですが、そういうお考え。いろんなことで国に対しても、要求しているという御発言がありましたけれども、やはり、基本はこの地方交付税制度をきちんと守ってもらいたいような、それが根本的な打開にもなるというふうに私は思うんですけども、その辺いかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 税を中心とした自主財源が乏しいところに、地方交付税で補填する。そしてまた自主財源、特に税収の多い自治体も税収が少ない自治体も、同じような行政サービスが可能であるようにということが、この地方交付税制度の根幹だろうというふうに思っているところでございます。

それをどのようにしてから積算するのかというのが、基準財政収入額を需要額から差し引いたときに、その出た差額を中心とした交付税の額の計算になっておるといふふうに思います。でありますから、その基準財政需要額を収入額が下回る市町村がほとんどなんですけど、そういうところについては、同じ計算方法で測定単位でやられておるといふことでございますから、国が今の地方交付税制度を堅持することによって、それぞれの税収の少ない自治体にも同じような行政サービスが行き渡るということが、その計算の根本であろうといふふうに思っておるところでございます。

しかしながら、交付税制度について、もっと充実していただきたいというようなことにつきましては、これは県、そして市または町村、それぞれの地方の団体、私たちが言えば町村会ですが、全国町村会の要望として、いろいろな機会を通じて地方交付税制度の拡充、充実ということにつ

いても要望いたしておるところでございます。

そして、今現在、その地方交付税制度の中で、私たちが合併をしたからということで、合併算定替えというふうな制度をもって、平成32年度まで優遇的な交付税の交付を受けておるということでございます。そのような優遇的な交付税を受けておるからこそ、今、財政調整基金に56億円という基金が積み増してあるというふうに思っております。でなければ、平成17年度の基金残高6億数千万円から、このように五十数億円まで積み増すことができるわけがないわけでございます。

それを、将来必ず一本算定になるとときには、当時の額とは若干違いますが、いずれ算定替えと一本算定との差がどんどん削減されるということは、当然ながら合併のときからちゃんと試算もしておりました。そのことによって、中期の財政計画も立てたわけでございます。私もその場におりましたので、当然のことながら、将来の一本算定に向けた財政計画というのも立てております。それと、比較してみるとあまり大きな数字の差がないなというのが見受けられます。

しかしながら、だからこそ今、五十数億円の財政調整基金や他の基金を合わせますと、70億円ぐらい積み立てられておりますが、それがあから安心できるのかと言うと、それがすごく心配なので、今からさらに大きな行財政改革に取り組まなければならないということを申し上げておるわけでございます。

いずれにいたしましても、財政の安定してない、健全な財政運営ができていない自治体に住民福祉の向上ということは、先ほど言いましたように、財源を伴わないサービスの計画ということになりますので、それは絵に描いた餅になります。ぜひとも、この税収の少ない市町村であっても、先ほど議員さんもおっしゃられたように、きちんとした行政サービスを確保できる。そのためにも、この基金をきちんと積み増しながら、これからも積むということはできないと思いますが、しかしながら、これをどんどん崩してからサービスをやっていくというのではなくて、安定的な財政運営のためにも、財政調整基金はずっと守っていかなければならないというふうに思っており、そのような財政運営と行政サービス、そのバランスをきちんととっていかなければならないというのが思いでございます。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） 私の答弁の中で、金融機関で差し押さえる場合の、各金融機関への依頼する取引履歴を過去3年と申しましたが、過去3カ月の誤りでございますので、ここで訂正させていただきます。すみませんでした。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。

次に、歳出について質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） まず、決算書の77ページの総務費の一般管理費の町長交際費ですが、300万円の予算に対して、支出済額が3分の1の104万5,871円で、不用額が195万4,129円というふうになっています。これは以前から予算は300万円だけど、実際に使っているのは少ないというふうな答弁も議会でされてきましたけれども、それは、やはり予算編成の原則の一つであります厳密性の原則というところに照らし合わせてどうなのかという点から質疑をしたいと思うのですが、収入額と支出額がお互いに厳正に見積もらなければいけないというのが、この予算の厳密性の原則と言われておるものですので、こうして予算の枠は300万円あるけれども、その中の一部しか毎年使ってないというのであれば、予算額そのものの金額が問題になってくるというふうに思うのですが、その点からいかがでしょうか。

決算書では、84ページから85ページにかけてで、成果説明書では179ページなんですけど、若者定住住宅用地整備事業の委託料、この中の工事請負費、備品購入費が全額未執行になっています。これは4月の予算の繰越しのときに出ていたわけですけども、改めて今回、この決算でこの未執行の理由についてお伺いいたします。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 砂田議員さんからの御質問、若者定住住宅の繰越しの件だと思います。未執行となっております。成果報告書で言いますと179ページ、建設課のところの一番最初に載っております。若者定住住宅用地整備事業、1億1,130万円を繰越しというふうな表記をしております。これにつきましては、さまざまな御意見、議論をしたところでございます。

その中でいろいろな地域の議論もいたしまして、最終的に小松開作地区内に我々としては絞ったところでございます。その中で想定する土地、適地を選定する時間がかかったために、28年度から29年度へ全額を繰越ししたというのが理由でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 交際費の不用額についてでございます。この交際費というものは毎年度、中身によって執行額が大きく動いてくるんですけども、現実には去年、28年度、27年度を見ますと、そこまで執行はされていないということを考えれば、今後、検討いく必要もあるのかなというふうには思っております。これは実際に様子を見ながらということしていきたいと思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（４番 砂田 雅一君） この未執行の部分ですが、これは前任の議会のメンバーでいろいろ

る議論をされてきたことなんだろうと思いますが、私たち新人の議員は、そのいきさつもわかりませんので、もう少し詳しく教えていただけたらと思います。

どこがどう問題で未執行にならざるを得なかったのか。あるいは、ほかの場所を選定するのかどうかとか、その辺からも御説明いただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 平成28年度に予算計上させていただきました、29年に繰越しておるということですが、スピード感がないということで大変心苦しく思っております。と言いますのは、若者定住住宅団地、土地の造成をして若者の定住を促そうという施策でありますので、今、御質問のようにできるだけ早くスピード感を持って、そういうことをやり、そしてそれが定住対策につながるものでなければならぬということは、十分承知をいたしております。

しかしながら、土地でありますので、ここに土地があってそこを造成するというのではなくて、土地を取得するところから始めておるものですから、適地じゃなくて、場所がどこがいいかということ、まず考えながら。例えば、若者が本当に、そこであればそこに家を建てて、そこに定住したいというような適地でなければならぬということからして、そこを選んだときに、例えば所有者ときちんと話ができるのかと。

私たちはその土地をまずもってそこに予算をつけたわけでありませんので、土地の取得費からつけておりますので、当然ながら時間がかかっておることについては、申しわけありませんが、今、ようやくその地権者との交渉が成り立とうといたしておる時期でございますので、これは地権者との交渉に時間がかかったということで、御理解をいただけたらと思います。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ちょっと細かい点ですが、2点だけお尋ねいたします。

決算書の97ページ、成果説明書の28ページになりますが、地域おこし協力隊員起業経費補助金100万円というのがありますが、これどういう制度設計と言うか、基準と言うか、その辺があるのか。今も協力隊員として、数名の方が活動されていらっしゃるんですが、今後、継続してこの制度をしていくものなのかも含めて、ちょっと御答弁お願いいたします。

それから、もう一つは成果説明書の299ページに、八幡生涯学習のむらの実績というのがありますが、これは町の実績ということでよろしいのでしょうか。御確認をいたします。お願いします。

○議長（荒川 政義君） 山本政策企画課長。

○政策企画課長（山本 勲君） お尋ねのございました地域おこし協力隊の起業支援補助金でございますけれども、これは国が作成しております地域おこし協力隊推進要綱というのがございまして、その中で地域おこし協力隊員等の起業に要する経費ということで、地域おこし協力隊の任

期終了の日から起算して前1年以内、または地域おこし協力隊の任期終了の日から1年以内に地域おこし協力隊員としての活動地と同一市町村内で起業する者。周防大島町で活動しておいて、周防大島町で起業を考えている者という意味になりますが、その者については、起業に要する経費については、地域おこし協力隊最終年次、または任期終了翌年に起業する者一人当たり100万円を上限として支給するという規定がございます。

これに基づいて、町のほうは要は3年の任期の前、3年目か任期終了して1年以内に起業するのであれば、100万円を、その起業にかかる経費について支給しようというような要綱がございますので、それに基づいて補助をしているということになります。

ですから、今現在、3人協力隊員ございますけれども、その3人がもし周防大島内で起業することがございましたら、同じように補助をしていくということになると思います。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの、八幡生涯学習のむらの利用についてということでございますけれども、こちらにつきましては、指定管理者における実績ということでございます。

なお、こちらの利用促進につきましては、人が集まったの実績ということで、こちらのほうに記載をさせていただいている状況でございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 私もちよっと初めてなんであれなんですけど、この成果説明書類というのは、町の、当然、施策の成果を記載したものというふうに受けとめておるんですが、この部分については、指定管理者の実績ということになるんですかね。ほかには、あまり指定管理者の実績というのは記載がないように受けとめておるんですが、ここの部分だけは指定管理者の実績を載せたということですかね。何か理由があれば御説明をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 藤井社会教育課長。

○社会教育課長（藤井 郁男君） こちらの299ページにあります八幡生涯学習のむら利用促進ということで、町衆文化伝承の館、町衆文化薫る郷における、先ほど次長が述べましたように、人を集めたイベントということで参考的に載せているような形で、これは実際には指定管理のほうが行った事業ということで記載をさせていただいておるんですが、行ったということなんですけど。にぎわいがある事業ということで、こういったイベントが行われたということで、掲載をさせていただきました。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。



認定第2号平成28年度周防大島町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） これは一括してやっていいんですね。今回の決算では9,837万6,000円余りの剰余金が出ていますけれども、これは成果説明書によると、歳出では保険給付費が大きく減少して、それに伴う拠出金も減少したと、さらに前年のような国庫支出金の突発的な返還もなかったと。歳入でも前期高齢者一人当たりに入ってくる後期高齢者支援金負担金が増加したことが大きな要因というふうになっています。

つまり、歳入も歳出も去年に比べて減ったけれども、歳出の減りようが、減額のほうが大きかったことが、この剰余金につながっているというふうに成果説明書ではされています。

平成27年度では税率、税額の値上げがされていますけれども、こうした値上げによる影響によるこの黒字に対しての影響は、もう全くなかったというふうに言えるのかどうか、その辺を伺います。

このことによって、会計上はその他一般会計の繰入金が必要なくなったというふうになっています。会計が一般会計と国保会計と全く別の会計ですから、その違う会計の間をお金がやりとりするというのは、やはり、予算原則からも論じられるべきだと思います。要するに国保の給付金だとか、医療費とかの関係だけで入れたり、引っ込めたりと言いますか。というやり方について伺います。

国保会計の繰入金の中の町費単独分が7,977万2,000円の予算に対して、実際に執行されたのが1,650万8,000円というふうになっています。これは、先ほど言いました総計予算主義の原則から言えば、7,977万2,000円の議決が行われた時点で、その財源は国保会計に存在するというふうに考えるべきだと思うのです。この決算書を見る限り、議決をしても、なお、一般会計にそれはあって、その中から必要な分だけ入れると。そういうやり方では、この予算の、先ほどの交際費のことではありませんが、予算の事実として不当なものではないでしょうか。この議決された時点で、総計予算主義の原則から言えば、この繰入金、一般会計から言えば繰出金、国保会計から言えば繰入金ですが、どこにあるのか。議決されたものが、国保会計にこれだけいきますという議決をされたものが、その議決に反してまだずっと、決算が、出納が終わるころまで、ずっと一般会計に存在するというのは、これは議決そのものを軽んじる。議会の議決を軽んじるものにもなるんじゃないでしょうか。

特に先ほど言いましたように、一般会計の中の目と節を流用して、必要なものだけ動かすというのとは違うわけです。違う会計ですから。本来は一つの会計でやるべきなのに、特別会計をもってそれをやってる。その特別会計にお金を移すわけですから、そういう同じ会計の中で、目節で動かすというものとは、全く質の異なるものだというふうに私は思うのですが、その辺からは

いかがでしょう。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、私のほうからは、一番最初に御質問いただいた平成27年度の税率改正による値上げの影響が、28年度決算について全くなかったのかというふうな御質問だったと思いますが、これについてお答えをさせていただきます。

平成27年度の税率改正につきましては、平成22年度以降の医療費の状況等を考慮いたしまして、27年度に税率改正を行っております。しかしながら、税率を改正いたしました27年度においても、一人当たりの医療費については、対前年度比、26年度と比べましたら9.11%の増加をしております。税率を改正してもなお、任意の、一般会計からの繰入金を1億7,096万円、これ償還金等も含まれた額ではございますが、繰入れてゼロ決算を行っているというふうな状況でございます。

また、28年度につきましては、診療報酬のマイナス改定が、先ほど砂田議員さんが、成果報告の中にもございますが、マイナス改定がございまして、一人当たりの医療費では、対前年度比でマイナスの4.52%というふうなこともございました。

国保会計につきましては、国庫補助金については、国庫補助金の一部でございますが、前年度の精算を翌年度に行う。また、この国保特会の歳入の中でも大きい前期高齢者の交付金につきましては、当該年度の概算交付分と合わせて前前年度の精算分を合わせて交付をするというふうなことで、当該年度だけではなく、歳入については前前年度の影響等も大きく決算に反映をしていくというふうな状況でございますので、今、全くそれについてということは、当然、27年度に税率を上げておりますので、それは幾らかの影響はそれは税の増収があるものと思っておりますけど、制度の仕組みとしては、そういうふうな単年度だけではなくて、前年度また前前年度の影響も生じてくるというふうな制度の仕組みということについて、御理解いただければと思います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 一般会計からの国保会計への繰入金のことではございますけれども、まずはじめに、砂田議員さんがおっしゃられました決算上の町が入れて、その他で入れている1,650万円という、これは保険負担軽減対策分でございますので、県費が2分の1、町が2分の1ですか。だから県費補助にかかる繰入れで、これはその他繰入金とは異なります。ですから、町が赤字補填的に入れたものではない。1,650万円は。ということはちょっと御理解いただけたらと。

その上で7,977万2,000円というその他繰入金を予算計上しておいて、これを繰入金をゼロにしているというところではございますけれども、これは、あくまでも国保会計が赤字にならないための、予算上、計上した繰入金でございます。

結果的に国保会計が黒字になったわけでございますので、この額を入れる必要はないというところで、今回、執行はゼロというふうになっております。

どちらに属するのかということでございますけれども、あくまでも予算でございますので、当然ながら支出の準備はさせていただきますけれども、現実にあった必要な額を執行するのが予算執行だというふうに思っておりますので、ここでは、その他繰入金、赤字補填として入れるべきものは生じていなかったということで、今回ゼロということになっておりますということを御理解いただけたらというふうに思います。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） そうした、今、部長さんがおっしゃられた政策的にそういう考え方でやるという、それも一面ではあると思います、一面では。しかし、もう一面ではやはり、この国保会計というのは、国保税が歳入のかなりの部分を占めているわけです。それはほかの介護保険も水道料も同趣旨のことが言える部分もありますが、ですから、そこは政策的な考え方を全部排除すべきだということを私は言っているのではないです。

だけど、一面では会計の中に歳入がある以上、年度当初かどうかわかりませんが補正もありますが、要するにさっきの、これぐらいは繰入れが必要であろうという予想に基づいて、繰入金を計上して議決を得る。その金額がずっとそのまま一般会計にあるというのは、要するに、足りない分だけを移動するという。そのやり方では、やはり税が含まれている以上、上げる根拠がなかなか、歳入で、税がこっだけ含まれているという中での繰入れですから、それはもう繰入れなきゃ大変なことになるというのは、もうほとんど多くの市町でもそれは現実としてあるわけです。

そのときに、その考え方として、税をもらっているんだから、さっきのこれぐらいは、その他の町単独の繰入れが必要だろうという。その上で議決したものというのはもう、一旦、国保会計に入れて、その上で収支を計算していくという考え方のほうが、私は、それは実際多くの自治体で実際にやられていることですよ。

国保のようにゼロ決算にしたりとか、国保会計をですよ。ほかの特別会計はあれですが、国保会計をそういう形でやっていると、やはり、国保税の値上げなんていうのも、なかなか根拠の出にくいものにもなってしまいうわけです。そういう意味では、やはりその他の単独の繰入れが議決されたとおりに、国保会計に議決どおり移すというやり方が、私は、そうした政策的なものも考えるけれども、予算の執行上の問題として、そういう考え方のほうが、たくさん税をもらっている以上、その考え方のほうが私は町民も見えやすい会計になると思うのですが、再度伺います。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 砂田議員さんの今の御質問の趣旨は、要するに予算を議決した以上は、もうそれは全部特別会計のほうへ移すべきだというふうに聞こえますが、当然のことながら、特

別会計の決算見込みを出したときの赤字分に対して、当然ながらそこで執行する。繰出しの執行をする。特別会計では繰入れの執行をするということになります。

それが例えば、今の議員さんのお話と私たちが考えていることの差があるのは、そういうことを言うのであれば、じゃあ私たちは当初はすごく絞った形で組んでおいて、決算見込みが立ったとき初めて補正予算を組んで、それは満額、議員さんがおっしゃられるように、予算を組んだその満額が繰出しになる。国保会計へは繰入れになる。それで、100%執行しましたよということになるわけですが、今の砂田議員さんののは、4月の当初予算に上がったものは、全て執行するんだということに聞こえますが、それは、予算を立てたことと、予算を執行するという点については、当然のことながら、ほかの分野でもたくさんあると思います。

それらを予算が議決されたんだから、それを全て執行する。または特別会計のほうに繰出すんだというのは、若干問題があると思いますし、私たちは、もしそれを主張するのであれば、じゃあ、当初は全く組まなくて、決算見込みが立った時点で補正予算で、より正確な数字を出して、それを予算議決をいただいて執行するという点のほうがいいというふうにおっしゃられるのであれば、それはそれも一理あるかなとは思いますが、そのような状態でございまして、当初予算に計上したものが全て執行されなければならないというのは、若干ちょっと思いが違うというふうに思っております。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 予算が全て執行されなければならないというのは、それは先ほど最初に言いましたように、同じ会計であればそうです。不必要に執行する必要はないと思います。

しかし、会計が違うわけですから、会計の違うものとして議決された以上は、会計が移るべきじゃないかということを行っているんです。そこでいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 椎木町長。

○町長（椎木 巧君） 先ほども言いましたように、このように不確定な分野を予算化するのではなくて、当然ながら、決算見込みが立った時点で予算を計上し、それであれば議員さんのおっしゃるように、ほぼ満額を繰出し、繰入れということになるのではないかと思います。ただ、予算全部で考えますと、当然のことながら、先ほどもほかの議員から御指摘あったように、例えば予算は組んだけど、なかなか執行に時間がかかって繰越しになってしまったとか、または、予算は組んでも、とうとう執行できなかったということも、当然、事業の中にはあるわけでございます。

ですから、今、それとはちょっと趣旨が違うんですが、だから予算を組んだんだから、それが全部執行しなければならないということを原則にするというのであれば、それだったら、きちんとしたある程度の確定見込みが立った時点で予算を組み、それを100%執行するという点に

なると思いますので、どちらでもそれはいいんですが、それは議員さんが、もし、そういうふう  
に不用額を出すのはまずいというふうにおっしゃられるのであれば、それはそれとして、これか  
らの繰出金については考えていければと思っております。

ちょっとそれではないんですが、今、病院事業局の事業会計のほうにも、例えば交付税参入が  
入ってきたものを全て繰出すということにいたしております。ですから今回も補正予算上げてお  
りますが、そのように確定した時点で補正予算組んで100%執行するというのが、議員さん  
の御指摘のように、それが正解のもんだということになれば、当初予算ではあまり過剰な過大な  
計上せずに、決算見込みが立った時点で、きちんと補正予算を組むというほうがよろしいとい  
うふうな意味であれば、そのことはそれでまた検討してみたいというふうに思っておるところで  
ございます。

ですから、予算を組んでから、それを全て先に執行しておくんだということはいかがかと思  
っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑を終結いたします。

暫時休憩をします。

午後2時02分休憩

午後2時15分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第3号平成28年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計歳入歳出決算の認定について、  
質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第4号平成28年度周防大島町介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑  
はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第5号平成28年度周防大島町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑

はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） この28年度で、県からの水道料に対する高料金対策が終了しています。これが同じような、そういう県からなのか国からなのか、そういうものっていうのは、今後の見通しと言いますか、その辺はいかがでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） ただいまの砂田議員さんの御質問にお答えいたします。

平成14年度から平成23年度まで、県から高料金対策として10年間補助をいただいております。そしてその後、暫定措置として、さらにもう5年、水価安定補助金をいただいております。5年間の約束が昨年度で終わり、引き続き高料金対策を新しい制度で続けていきたいということ、現在、県に要望いたしておるところでございます。

しかしながら、県の方針とすれば、10年間で高料金対策、その次の5年間は、1回で廃すれば大変だからということで、暫定措置として5年間を継続したということでございますので、次の新しい水価の安定補助金を同じような方法でつくるというのは、非常に難色を示している状況でございます。

15年間、県は高料金対策をいたしました、その間に柳井広域水道企業団を中心とした、その構成市町はどのような合理化対策をとってきたかということをお求められており、それぞれの市町でいろいろな合理化対策をとってきたと思っておりますが、水価を下げるほどの合理化対策の実現には至っておりません。

県からはもっと大きく変わる合理化対策というのを考えるべきではないかということをお求められており、現在、事業統合を最終目標に、構成市町を全部統合するというような大胆な合理化策を、検討委員会を立ち上げ議論しております。

しかしながら、県はそのことにより水価安定の補助金を行うというわけではありませんが、いずれにいたしましても、水道というのは町民の大多数の方が利用しておりますし、日常生活に直結しておりますので、継続的なサービスが提供できるよう努力しつつ、引き続き県に補助金の要望をしたいと考えております。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第6号平成28年度周防大島町下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第7号平成28年度周防大島町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第8号平成28年度周防大島町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第9号平成28年度周防大島町渡船事業特別会計歳入歳出決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

認定第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

お諮りします。決算認定の質疑が終結しましたので、認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布いたしております議案付託表により、所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 異議なしと認めます。

よって、認定第1号平成28年度周防大島町一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第10号平成28年度周防大島町公営企業局企業会計事業決算の認定についてまでの10議案を、本日配布しております議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第17. 議案第1号

○議長（荒川 政義君） 日程第17、議案第1号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

補足説明を求めます。中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第1号平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）について、補足説明をいたします。

別冊の補正予算つづり1ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算の総額に7億6,375万2千円を追加し、予算の総額を146億7,660万8千円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。

まず歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明をいたします。9ページをお願いいたします。

歳入の8款地方特例交付金は、交付額の決定により減収補てん特例交付金を77万円増額するものでございます。9款地方交付税は、普通交付税の交付額が71億4,248万4千円と決定されましたことから、1億9,248万4,000円を追加計上するものでございます。13款国庫支出金1項国庫負担金は、確定に伴う私立保育所運営費負担金の過年度精算金の計上でございます。2項国庫補助金1目総務費国庫補助金は、病院事業局の医師確保対策事業の財源といたしまして再編交付金を4,000万円追加、またマイナンバーカードの記載事項の充実や、日本年金機構との連携に必要なシステム改修経費の財源として、社会保障・税番号制度システム整備費補助金を441万7,000円追加いたしております。

10ページ、2目民生費国庫補助金は、平成28年度経済対策である臨時福祉給付金事業の追加が見込まれることから事業費の補助金150万円の追加、平成30年度からの制度改正に対応するための障害者総合支援事業補助金49万6,000円、既存の介護施設へのスプリンクラー等の整備補助金の財源として地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金267万9,000円の新規計上、平成30年度に開設予定の子育て世代包括支援センター設置に係る財源として、子ども・子育て支援交付金133万3,000円をそれぞれ計上するものでございます。

また、7目教育費国庫補助金は、町外の幼稚園への就園補助に対する財源として、幼稚園就園奨励費補助金8万2,000円を新規計上しております。14款県支出金1項県負担金1目民生費県負担金は、確定に伴う私立保育所運営費負担金及び児童手当交付金の過年度精算金の計上を行うものでございます。

11ページ、2項県補助金2目民生費県補助金は、子育て世代包括支援センター設置に係る財源として、子ども・子育て支援交付金133万3,000円の追加計上を、3目衛生費県補助金は、女性のがん検診受診促進強化事業費への補助金2万9,000円の新規計上を行うものでございます。また、4目農林水産業費県補助金は、農業費補助金において、内示を受けたことによる耕作放棄地解消支援事業補助金の減額計上及び、補助対象事業費の増額による水産物供給基盤機能保全事業補助金を追加計上するものでございます。18款繰越金は、平成28年度からの繰



越金を4億4,853万9,000円追加するものでございます。

19款諸収入4項雑入2目雑入につきましては、後期高齢者医療療養給付費負担金過年度精算分の確定に伴う精算額2,296万6,000円、当初予算に計上しております元気生活圏補助金及び補正予算に計上しております、しまとびあスカイセンターの備品購入経費の財源として、山口市町村振興協会からの地域づくり推進事業助成金200万円、耕作放棄地の再生利用対策として、中間育成したオリーブの苗木を有料で配布した売捌代金11万9,000円を今回それぞれ計上しております。

12ページ、20款町債1項町債4目過疎対策事業債は漁港漁場機能高度化保全事業費の増額及び耐震性貯水槽設置事業の緊急防災・減災債への組み替えを、5目臨時財政対策債は、限度額の確定に伴う減額計上を、7目消防債は、過疎対策事業債からの組み替えを行うものでございます。

次に歳出でございます。13ページをお願いいたします。

2款総務費1項総務管理費1目一般管理費は、裁判が確定したことによる顧問弁護士への委託料133万5,000円の追加、5目財産管理費は、指定管理施設等の修繕費の追加及び地方財政法第7条第1項に基づき、財政調整基金へ2億7,521万8,000円の積み立てを、7目支所及び出張所費は、地域の要望に対応するため、久賀、大島、東和、橘の各支所経費に工事請負費、原材料費、小規模施設整備事業補助金を追加するものでございます。

14ページ、8目電子計算費は、平成30年4月からマイナンバーカード等への記載事項の充実に関する旧姓併記に対応するため、また日本年金機構との連携に必要なシステム改修経費の追加計上、9目地域振興費は、歳入で御説明いたしました地域づくり推進事業助成金の財源振替、11目諸費は、全国ICT教育首長協議会への会費等の追加計上でございます。また、2項徴税費は、地籍調査の誤りが認められたことにより公図修正を行う経費を計上しております。

15ページ、3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費は、前年度の臨時福祉給付金給付事業等の精算による償還金1,520万円及び平成28年度経済対策である臨時福祉給付金事業の追加が見込まれることから必要経費を150万円追加、2目障害福祉費は、障害福祉関係事業に係る国、県補助金の前年度精算による償還金2,090万9,000円及び、自立生活援助をはじめとする平成30年度からの障害者総合支援事業の制度改正に対応するためのシステム改修経費99万4,000円を追加するものでございます。また、3目老人福祉費は、安下庄の園芸サロンへの鳥獣被害防止対策経費及び確定によります後期高齢者医療制度特別対策補助金の償還金の計上でございます。

16ページ、5目介護保険対策費は、主に日本年金機構との連携に必要なシステム改修経費、町内の既存の介護施設へのスプリンクラー等の整備経費への補助金の新規計上をいたしております。

す。2項児童福祉費1目児童福祉総務費は、児童福祉総務一般経費において、子ども・子育て支援交付金等の児童福祉関係事業の前年度精算による償還金867万2,000円を、4目保育所費は、本年4月以降の入所児増による臨時保育士の賃金124万6,000円を新規計上しております。また、3項生活保護費1目生活保護総務費は、生活扶助費等に係る国、県負担金の前年度精算に伴う償還金3,909万1,000円の計上でございます。

17ページ、4款衛生費1項保健衛生費1目保健衛生総務費は、母子保健事業において平成30年4月開設予定の周防大島町子育て世代包括支援センターの設置経費として、日良居庁舎のトイレや相談室の改修、健康管理システムの改修経費の新規計上を、しまとびあスカイセンター管理経費においては経年劣化により使用不能となっている机の更新を行うための備品購入費を、また2目予防費は、検診事業において山口県女性のがん検診受診促進強化事業により女性の40歳の乳がん検診及び20歳の子宮がん検診の受診勧奨を行う経費を新規に計上するものでございます。

18ページ、5款農林水産業費1項農業費3目農業振興費は、橘地区農産物加工センター管理運営経費及び産地形成促進施設管理運営経費において、施設の設備の修繕経費を、耕作放棄地解消支援事業は補助金の内示による事業費の減額を行おうとするものでございます。5目農地費は、農地一般管理経費において、地元要望の農業用施設の整備を行うための経費を、排水施設管理事業は、今後の台風襲来に備えて排水ポンプ用の発電機やトラック借り上げ料の追加計上でございます。

19ページ、3項水産業費2目水産業振興費は、水産振興対策事業において、みなとオアシス安下庄の登録に伴い、看板や管理事務所の整備を行う経費238万8,000円及び古城捲上施設の船台レールの補修工事等547万円の追加を、3目漁港管理費については、浮島漁港の標識灯の修繕経費等100万円及び周防大島町の西部・中部・東部地区及び離島地区の漁港漁場機能高度化保全計画策定業務として4,039万7,000円を、油田漁港物揚場等の改修経費として5,629万8,000円を追加計上いたしております。

20ページ、6款商工費1項商工費2目商工業振興費は、ながうらスポーツ滞在型施設へのトレーラーハウス設置に伴う協議や、申請資料作成業務として必要経費50万円を追加計上するものでございます。7款土木費2項道路橋りょう費は、地域要望や早期に道路橋梁補修に対応するため、工事請負費4,750万円の追加計上するものでございます。3項河川費2目河川建設費は、道路橋りょう費と同様、地域要望に対応するため、工事請負費340万円の追加計上でございます。

21ページ、6項住宅費1目住宅管理費は、今後不足が見込まれる公営住宅の修繕費750万8,000円及び西ヶ原住宅の外壁改修工事等156万2,000円の追加計上が主なものでござ

います。8款消防費1項消防費3目消防施設費は、消防水利を確保する観点から漏水している西方地区の防火水槽の修繕経費を68万1,000円の追加計上を行うものでございます。9款教育費1項教育総務費2目事務局費は、町外の私立幼稚園に通園されている園児の保育料軽減のための補助金24万8,000円の新規計上でございます。

22ページ、2項小学校費1目学校管理費は、不具合のあるスクールバス油田東和線のバスについて燃料噴射装置の交換経費として80万円、3項中学校費1目学校管理費は、今後、必要と見込まれる修繕費30万円をそれぞれ追加計上しております。4項社会教育費2目公民館費は、久賀公民館運営経費において8月に実施された防火対象物の点検において指摘のあった排煙窓の補修をはじめとする、今後、見込まれる修繕費33万円及び公民館内の廃棄物収集運搬処分経費の追加、また、5目社会教育施設費は、八幡生涯学習のむら管理運営経費において不具合のある町衆文化伝承の館ふれあいの間のエアコン修繕費99万6,000円の追加計上でございます。

23ページ、5項保健体育費2目体育施設管理費は、陸上競技場公衆トイレ給水管漏水修繕等に要する経費33万円の追加を、3目学校給食費は、鉄錆の出ている橘学校給食センターの調理室内の配管を塩ビ管に変更する経費50万円の計上でございます。12款諸支出金1項繰出金1目繰出金は、それぞれ特別会計の補正予算に伴う繰出金の調整でございますが、24ページ、公営企業局企業会計繰出金については、普通交付税の確定による調整及び公債費に係る繰出金の算定基準を国の繰出基準に準じた増額を行い、新たに医師確保対策として再編交付金を活用した4,000万円を加えて、総額1億6,835万5,000円を追加計上いたしております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして6ページ、地方債の補正につきましては、消防債の限度額を追加するとともに、過疎対策事業債及び臨時財政対策債の補正に伴う変更を行うものでございます。

以上が、平成29年度周防大島町一般会計補正予算（第2号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決賜りますようお願いいたしまして、補足説明を終わります。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 3点ほどお尋ねをいたします。

まず、13ページから14ページにかけて支所出張所経費がございしますが、各工事費、小規模補助金が補正されておりますけど、この補正額、各支所ごとの補正額というのは、今回はそれぞれ500万円とか200万円とかあるわけですが、全体の予算枠と言いますか、そういった支出基準と言うか、そういったところは支所で統一されて、運用されているんでしょうか。それと、例えば橘支所なんかは今回200万円の補正ということなんで、ほかの久賀支所並みで考えれば、

あと300万円は今年度補正ができると、もし要望等、必要があれば、今後補正も必要になって、補正の可能性もあるのかどうか、その辺を御答弁をお願いします。

それから、17ページの保健衛生総務費で、健康管理システム改修委託料というのがありますけど、ちょっともう少し詳しく、どういう内容なのか、また今回30年度の開設に伴いということなんですが、今回の補正で上げるという理由をちょっと御説明ください。

それから22ページの教育費、これは確認なんですけど、八幡生涯学習のむらの修繕料99万6,000円というのがありますけど、これは指定管理者負担分の54万円ですか、それを超えているから、今回99万6,000円を補正するという事でよろしいのか、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） ちょっと田中議員さんからの質問を聞き漏らしたんですが、大変申しわけございません。先ほどの、あれですかね、母子保健事業のところの、子育て世代のところでもよろしかったんですかね。（発言する者あり）委託料ですね、はい。

健康管理システムの委託料につきましては、平成30年度からの子育て世代包括支援センターの設置に対応するためございまして、既存の健康管理システムに、この中に子育て世代包括支援システムの構築、また母子健康管理カード出力機能の構築、乳幼児情報管理システムライセンスの追加等を行うものでございまして、現在、健康増進課にもございまして、連携を図るために、福祉課にもそのライセンスを1台ほど追加をしていくというふうなことでございまして、機能強化と新たに福祉課に対してライセンスを追加をしていくというものでございまして。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 田中議員さんからの第3点目の御質問でございまして、指定管理者との基本協定によりまして、小規模修繕につきましては、原則50万円までと年間しておりますけれども、それを超えるからという理由でございまして。

よろしくをお願いします。

○議長（荒川 政義君） 平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） 済いません、田中議員さんからの御質問で、ちょっと答弁漏れがございまして、なぜ、今回この時期にやるのかということございまして、30年度から子育て世代包括支援センターを設置するというふうな計画でございまして、29年度、この時期に国の準備経費の補助金を受けて、実施をしていこうというふうなことでございまして。

○議長（荒川 政義君） 藤井久賀総合支所長。

○久賀総合支所長（藤井 正治君） 田中議員さんからの、支所工事の補正について、久賀総合支所関係で説明させていただきます。

町道、農道等、道路補修工事として、あと土砂取り等、26件を推定させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 古崎大島総合支所長。

○大島総合支所長（古崎 敏雄君） 田中議員さんからの御質問ですけど、限度額は想定しておりませんが、現状の施工状況、それから今後の工事の見込み30件を想定して大島支所は計上させていただいております。

○議長（荒川 政義君） 山崎東和総合支所長。

○東和総合支所長（山崎 実君） 田中議員さんからの御質問ですが、地元要望によりまして補正を計上しております。小規模のほうは2件、それから工事のほうにつきましては19件を予定しております。

○議長（荒川 政義君） 林橋総合支所長。

○橋総合支所長（林 輝昭君） 橋総合支所においては、15件、地元要望で今回の補正を計上させていただいております。また、さらに要望等ございましたら、財政当局と調整して、また補正で対応したいというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） いいですか、はい。ほかに質疑はございませんか。砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 14ページの税務総務費の委託料として、公図修正88万6,000円というのがあります。これは地籍図を修正するというふうに伺ったんですが、何か所ぐらいの修正があるのか。それからどの程度の修正と言いますか、境界線が何十センチか地籍図と実際とがずれていたというような、そういうものなのかどうか。どう言いますか、基準と言いますか、なぜ今回この箇所を補正するという判断に至ったのか、その根拠、基準があれば、お願いをいたします。

例えば、地籍図の中の赤線道と、実際とが合わない場合、こういうものも含まれるのかどうか伺います。仮に、その赤線道が侵害をされている場合、図面に比べて実際の土地が何らかの形で、その赤線道がなくなったり、あるいは狭くなったりというような場合、そのことで近隣の、いわゆるもめごとと言いますか、そういうものがあって、その要求に基づいて、そういう修正がこれからもやられていくのかどうか、その辺も合わせて伺います。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 公図修正の件でございますけれども、まず、箇所は1カ所です。筆数が6筆です。

なぜ今回こういうふうに、ということでございますけれども、その公差限度というのがございまして、要は間違いの限度面積と言いますか、面積がありまして、それを超えて誤りがあるとい

うふうに思われるということから、今回、公図修正を行おうというものでございます。

赤道についてどうかということでございますけれども、赤道だからと云々ではなくて、あくまでもこの公図修正をする場合につきましては基準がありまして、例えば測量の誤りがあるとか、地籍調査の時に測量の誤りがあったとか、その調査上の誤りがあったとか、またはさっきも申しましたけども、ある程度、誤差の限度を超えて大きく異なっているとか、そういう場合についてのみこういうことをやるということで、ただ隣接が赤線だからというわけで町がやるというようなことはございません。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 赤線が侵害されている場合、例えば個人の境界線が、実際の場所で、その赤線が図面よりも狭くなっているというような場合は、以前、私伺ったのは、そういう場合でも町のほうからは、それは侵害と言いますか、ちょっと出てるよというようなことは言っに行かないと、というのが基本だというふうに伺ったんです。

そうなのかという、赤線が、例えば個人に侵害されている。公共の土地が、例えば個人に侵害されているというような場合の——その図面に比べてですね——という場合は、こういうものでも修正の対象になるのか。あるいはそれでもし、町民同士のもめごとがあった場合は、赤線の当事者は町になるわけですから、町と侵害している人との関係になるはずですが、実際はそうはなっていないというふうになっているようなんですよ。つまり、そこはもうタッチしないと、町のほうとしては。ということになっているようで、この修正、これは公図の修正ですけども、修正をすれば、それも解決をするわけですから、そういう意味では、赤線、公共の土地を実際と違う場合は、どういうふうに基準としてお考えなのか伺います。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 砂田議員さんの御質問、地図修正の補正予算から、赤線の御質問ということでございます。ちょっと補正予算でこの議論はどうなんだと、いろいろありますが、いわゆる赤線の管理のことを言われるかというふうに思っております。

赤線、いわゆる法定外公共物と言われております。以前は国が財産管理等々しておりましたが、権限移譲により、各自治体のほうにその管理が移されております。現在、本町では建設課のほうを担当しております。個別の案件につきましては、それぞれ全部状況が違いますので、ここでは論じることが難しいと思いますが、境界確認、要は境界がもめているということでございます。まず、境界がもめているところがあれば、まず境界を申請人がまず境界を復元したり、土地家屋調査士さんに相談したり等々で解決するのが一般的なものだと思います。

その中でも赤線は町が管理するものでありますから、当然その赤線の境界について、もし境界に不服と言うか、疑義があるのであれば、まず建設課のほうに相談されて、住民の方については、

土地家屋調査士さんのほうに相談されるのが一般的な話だと思います。最後は、境界ですから双方がもし調整できなければ、次は、次のステップになろうかというふうに考えております。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 砂田議員。

○議員（4番 砂田 雅一君） 質問の仕方を変えます。この補正予算では、当人、当事者の方から先に土地家屋調査士か何かで調査をして、そこで実際と違うということで町に申請があって、この修正をするのかどうか、その辺を伺います。

○議長（荒川 政義君） 大下税務課長。

○税務課長（大下 崇生君） 今回の公図の修正の件につきましては、本町が所有する土地と個人が所有する土地の境界確認を行い、境界を決定させようとしたところ、地籍図に誤りがあるのではないかという申し出がございましたので、地籍図上で算出した面積及び地籍簿に記載された地籍を調べた結果、申し出があった土地、合計6筆になりますが、地籍図上で算出した面積と地籍簿に記載された地籍との間に、国土調査法の施行令第15条の誤差の範囲が、周防大島町において用いられる測量精度乙1の公差限度以上であることが判明いたしましたので、この調査は昭和45年に地籍調査をやっておりますので、その成果に誤りがあると認められるということで、この度、地方税法の第381条第7項に準じて訂正しておるということでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。吉田議員。

○議員（6番 吉田 芳春君） 13ページ、顧問弁護士に委託料133万5,000円計上しておりますが、その内訳をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） この内訳でございますが、行政報告でも申し上げました裁判に関する本町の顧問弁護士への委託料の計上でございます。

まず1点は、（行ウ）第4号ということで損害賠償の請求に対するもの、これの成功報酬が54万円、旅費日当が2万円の6回の12万円、訴訟費用が5,770円。次に文書関係、文書公開の関係の訴訟に対してでございますが、この報酬がやはり54万円、諸費用が2,941円。次に、同じ交際費の関係の損害賠償の請求でございますが、これにつきましては報酬が10万8,000円、諸費用が6,431円。それと、今度は介護保険課の職員の、臨時職員の請求に基づく裁判でございましたが、これにつきましては、旅費日当が1万円と諸費用が1,266円。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。討論・採決は、最終

日といたします。

---

日程第18. 議案第2号

日程第19. 議案第3号

日程第20. 議案第4号

日程第21. 議案第5号

日程第22. 議案第6号

日程第23. 議案第7号

日程第24. 議案第8号

○議長（荒川 政義君） 日程第18、議案第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から日程第24、議案第8号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの7議案を一括上程し、これを議題とします。

補足説明を求めます。平田健康福祉部長。

○健康福祉部長（平田 勝宏君） それでは、議案第2号から議案第4号の補足説明をいたします。議案第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明を行います。

今回の補正は、平成28年度決算に伴う精算が主なものでございます。

補正予算つづりの25ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1億119万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ37億3,126万5,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

31ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。3款国庫支出金1項国庫負担金1目療養給付費負担金及び3目特定健康診査等負担金については、前年度精算の確定により過大交付分の返還が生じたため、過年度分の当初計上額、1,000円をそれぞれ減額するものでございます。2項国庫補助金1目財政調整交付金については、国保県単位化に伴う事業報告システム改修分に係る予算組替のため37万8,000円を減額し、2目制度改正補助金へ予算組替として37万8,000円を増額するものでございます。4款療養給付費等交付金は、前年度精算の確定により収入不足に伴う追加交付が生じたため、過年度分282万4,000円を増額いたします。

32ページをお願いいたします。

6款県支出金1項県負担金2目特定健康診査等負担金は、国庫負担金と同様の理由により、過年度分の当初計上額、1,000円を減額するものであります。10款繰越金は、前年度決算に



伴う繰越金の9,837万5,000円を増額するものでございます。

次に、歳出について御説明いたします。33ページをお願いいたします。

2款保険給付費1項療養諸費2目退職被保険者等療養給付費は、負担金の所要額の不足が見込まれるため3,044万7,000円増額、2項高額療養費2目退職被保険者等高額療養費についても、同じく負担金の所要額不足が見込まれるため603万7,000円増額いたします。

34ページをお願いいたします。

9款基金積立金では、前年度決算に伴う国民健康保険基金への積み立てとして4,750万7,000円を増額いたします。10款諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金は、前年度の療養給付費等国庫負担金及び国県の特定健康診査等負担金の精算の確定に伴う返還金を、追加で1,720万5,000円計上しております。

以上が、平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

今回の補正は、平成28年度決算に伴う精算が主なものでございます。

補正予算つづりの35ページをお願いいたします。

第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ15万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4億6,586万3,000円とするものでございます。詳細につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

41ページをお願いいたします。

歳入から御説明いたします。4款繰越金は前年度繰越金を15万7,000円追加計上しております。

次に歳出について御説明いたします。42ページをお願いいたします。

2款後期高齢者医療広域連合納付金を15万7,000円追加しております。この納付金は、平成28年度保険料のうち、平成28年度歳出予算により広域連合納付金として支出できなかった保険料を平成29年度歳入予算に前年度繰越金分として今回補正計上し、歳出予算により広域連合へ納付するものでございます。

以上が、平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

続きまして、議案第4号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明を行います。

補正予算つづりの43ページをお願いいたします。

今回の補正は、平成28年度決算に伴う精算が主なものでございます。第1条で、保険事業勘定の歳入歳出予算の総額に1億1,188万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を35億7,375万6,000円とするものであります。

事項別明細書の49ページをお願いいたします。

歳入から、御説明いたします。6款繰入金1項他会計繰入金4目その他一般会計繰入金は、財源調整のため57万2,000円を追加計上いたします。7款繰越金は、平成28年度決算に伴う繰越金として、1億1,131万1,000円を追加計上いたします。

次に、歳出について御説明いたします。50ページをお願いいたします。

1款総務費2項徴収費1目賦課徴収費は、過年度の介護保険料の還付金として、27万3,000円を追加計上いたします。3款基金積立金1項基金積立金1目介護給付費準備基金積立金は、平成28年度決算に伴う介護給付費準備基金への積み立てとして、3,653万2,000円を増額いたします。7款の諸支出金1項償還金及び還付加算金1目償還金につきましては、前年度実績に伴う国県等への返還金として、7,507万8,000円を追加計上いたします。

以上が、平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

以上で議案第2号から第4号までの補足説明を終わります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 続きまして、佐々木環境生活部長。

○環境生活部長（佐々木義光君） 私からは、議案第5号から議案第7号までの3議案について、補足説明をいたします。

議案第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）につきまして、補足説明をいたします。

補正予算書の51ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に256万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を1億4,694万円とするものでございます。

その概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

57ページをお願いいたします。

歳入につきましては、4款繰入金において、財源調整のため一般会計繰入金を242万8,000円増額し、6款諸収入においては、平成28年度末で山口県水道協会が解散したことに伴う財産処分金の受け入れとして、雑入13万7,000円を増額しております。

次に58ページをお願いいたします。

歳出の、1款簡易水道費2項事業費1目維持管理費の維持管理経費につきましては、濁水による浮島簡水第5水源の原水の水質悪化と取水量低下に対応するため、8節報償費を20万8,000円、9節旅費を6万9,000円、11節需用費を3万5,000円、13節委託料を225万3,000円、それぞれ増額するものでございます。また、2目設備費の設備経費のうち、13節委託料につきましては、浮島海底送水管布設事業の詳細設計完了によりまして、施設の位置及び規模が確定したことに伴い、不要となりました分筆登記業務100万円を減額し、新たに本年度施工予定の建築工事に必要な監理業務100万円を計上するものでございます。

以上が、議案第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）について、御説明いたします。

補正予算書の59ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に671万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を14億4,357万5,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものでございます。その概要につきまして、事項別明細書により御説明させていただきます。

67ページをお願いいたします。

歳入の4款繰入金において、一般会計からの繰入金211万4,000円を追加し、財源調整をしております。7款町債は、平成28年度地方債借入額等の確定により、下水道事業平準化債460万円を増額しております。

次に68ページをお願いいたします。

歳出の、1款公共下水費2項事業費1目維持管理費の維持管理経費におきましては、安下庄浄化センター汚泥脱水機のオーバーホールや、安下庄処理区三ツ松マンホールポンプ場水位計取替修繕等、いずれも経年劣化等による摩耗や設備機器の不具合に対応するために、修繕料として671万4,000円を追加するものでございます。

以上が、議案第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）の概要でございます。

次に、議案第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）について、補足説明をいたします。

69ページをお願いいたします。

第1条に定めますとおり、既定の歳入歳出予算に1,122万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を3億4,784万5,000円とするとともに、第2条により地方債の補正を行うものであります。その概要につきまして、事項別明細書により御説明をさせていただきます。

77ページをお願いいたします。

歳入の、4款繰入金において、一般会計からの繰入金1,112万4,000円を追加し、財源調整しております。7款町債は、平成28年度地方債借入額等の確定により、下水道事業平準化債10万円を増額しております。

78ページをお願いいたします。

歳出の、1款農業集落排水費2項事業費1目維持管理費の維持管理経費において、和田処理区内入のポンプや、沖浦西浄化センター汚泥引き抜きポンプのオーバーホールに要する費用など、経年劣化のために破損する危険性がある箇所の機具等の取り替え修繕や緊急対応の電気機械設備等の修繕に、1,122万4,000円を追加計上するものでございます。

以上が、議案第5号から議案第7号までの、環境生活部所管の各特別会計補正予算の概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 議案第8号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）につきまして補足説明をいたします。

補正予算書の79ページをお願いいたします。

今回の補正は、第1条により、既定の歳入歳出予算の総額に745万4,000円を追加し、予算の総額を9,434万8,000円とするものでございます。まず、歳入歳出予算補正の概要につきまして、事項別明細書により御説明いたします。

87ページをお願いいたします。

歳入につきまして、4款繰入金1項他会計繰入金は、一般会計からの繰入金245万4,000円を追加計上いたしております。また、6款町債1項町債は、前島浮棧橋の連絡橋改修事業に係る財源として500万円を追加計上いたしております。

次に歳出でございます。88ページをお願いいたします。

1款事業費2項事業費1目前島航路運航費は、当初、木製を予定しておりました前島浮棧橋連絡橋の改修について、安全性の観点から構造計算のできるアルミ製に変更したことにより、増額補正が主なものとなっております。2目情島航路運航費は、せと丸について、今後見込まれる修繕費55万円の追加補正等でございます。3目浮島航路運航費は、ひらい丸について今後見込まれる修繕費55万円の追加及び日前駐車場防風林の整枝業務128万9,000円の追加補正となっております。

以上が、歳入歳出予算補正の概要でございます。

続きまして、83ページ、地方債の補正につきましては、前島浮棧橋の連絡橋改修事業に係る財源として、交通事業債及び過疎対策事業債の補正に伴う変更を行うものでございます。

以上が議案第8号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）についての概要でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げ、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりました。暫時休憩をいたします。

午後3時15分休憩

.....

午後3時27分再開

○議長（荒川 政義君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

これから質疑に入ります。質疑は議案ごとに行います。

議案第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）についての質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第3号平成29年度周防大島町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第4号平成29年度周防大島町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第5号平成29年度周防大島町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

議案第6号平成29年度周防大島町下水道事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第7号平成29年度周防大島町農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

議案第8号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

以上で、議案第2号平成29年度周防大島町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）から議案第8号平成29年度周防大島町渡船事業特別会計補正予算（第1号）までの質疑を終了いたします。

討論・採決は、最終日といたします。

---

#### 日程第25、議案第9号

○議長（荒川 政義君） 日程第25、議案第9号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）を議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第9号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算（第1号）の補足説明を申し上げます。

御手元の平成29年度周防大島町病院事業局補正予算書の1ページをご覧くださいと思います。この予算は、普通交付税の確定に伴いまして補正しております。

まず、第2条の業務の予定量では、病院患者数は入院合計で2,507人、外来合計で5,067人の減少を、介護老人保健施設利用者数も入所合計で656人、次の2ページになりますが、通所合計で104人の減少を見込んでおります。それに伴いまして1日平均患者数・利用者数を補正しております。（9）の主要な建設改良事業につきましては、大島病院の整形外科用手術機器を整備する費用として61万4,000円増額補正しております。

次に3ページをお願いいたします。

第3条の収益的収入及び支出では、収入につきましては業務の予定量の減少に伴います診療収入の減少と一般会計からの繰入金増加により、収入合計で1,575万5,000円増額補正し、57億9,938万2,000円を見込んでおります。支出につきましては、業務の予定量の減少に伴います材料費の減少により、支出合計で2,421万1,000円減額補正し、57億5,931万3,000円を見込んでおります。

次に4ページをお願いいたします。

第4条の資本的収入及び支出につきましては、先ほど、第2条の業務の予定量で御説明申し上げました手術機器の購入の財源といたしまして、収入に企業債60万円を増額補正し、合計で2億9,560万円を見込み、支出に購入費61万4,000円を増額補正し、合計で8億1,650万5,000円を見込んでおります。

第5条の企業債につきましては、手術機器購入の財源60万円を増額補正し、起債の限度額を6億2,360万円としております。

次に5ページをお願いいたします。

第6条の他会計からの補助金につきましては、普通交付税の確定分1億2,835万5,000円及び一般会計との協議によります再編交付金の医師確保対策事業として、嘱託職員人件費分4千万円を合わせた、1億6,835万5,000円を増額補正しております。第4条のたな卸資産購入限度額につきましても、業務の予定量に基づきまして算出し、合計で2,614万8,000円減額補正しております。附属資料としまして、6ページ以降に補正予算に関する説明書を添付してございます。

以上が議案第9号平成29年度周防大島町病院事業局企業会計補正予算(第1号)の内容でございます。どうかよろしく御審議いただき、御議決賜りますようお願い申し上げまして、補足説明を終わらせていただきます。(発言する者あり)

○議長(荒川 政義君) 暫時休憩します。

午後3時34分休憩

.....

午後3時35分再開

○議長(荒川 政義君) 暫時休憩を解きます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者(石原 得博君) たな卸のところ、第4条と言ったそうですが、第7条のたな卸資産購入限度額です。訂正します。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(荒川 政義君) ないようでありますので、質疑を終結します。

討論・採決は、最終日といたします。

---

日程第26. 議案第10号

日程第27. 議案第11号

## 日程第28、議案第12号

○議長（荒川 政義君） 日程第26、議案第10号あらたに生じた土地の確認についてから日程第28、議案第12号公有水面埋立ての免許についてまでの3議案を一括上程し、議題といたします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第10号から第12号までの3議案につきまして、一括して補足説明をいたします。

まず、議案第10号のあらたに生じた土地の確認についてでございます。

あらたに生じた土地の確認につきましては、国道437号線拡幅改良事業により、周防大島町大字久賀字新蔵浜4749の2から、同じく字阿弥陀寺4475の1に至る土地の地先の埋め立てられた土地603.79平方メートルが、平成29年5月25日付、指令平29港湾第92号により、公有水面埋立法第22条第1項の規定に基づき、竣功認可されたもので、地方自治法第9条の5第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第11号の字の区域の変更について、補足説明をいたします。

字の区域の変更につきましては、議案第10号でお諮りいたしました、あらたに生じた土地を周防大島町大字久賀字古町に編入しようとするものでございます。地方自治法第260条第1項の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第12号公有水面埋立ての免許についてでございます。

本案は現在、山口県が整備を行っております国道437号線久賀拡幅改良事業で、久賀港の一部を埋め立てて改良することについて、本申請、縦覧を経て、このたび山口県知事より町長へ意見を求める諮問がありましたので、公有水面埋立法第3条第4項の規定により、異議のない旨の答申をすることについて議会の議決を求めるものでございます。

埋立計画地の標準幅員構成につきましては、車道が3.25メートルの2車線、路肩が両側を合わせて2.0メートル、側溝部等で1.0メートルの、計13.0メートルの幅員構成となっております。また、改良延長につきましては、標準幅員部で344.46メートルの事業計画となっております。

次に埋め立ての規模につきましては、道路用地として約2,500平方メートル、拡幅事業により機能が損なわれる既存の防潮堤の代替施設用地として約400平方メートルを確保するものでございます。

以上が、議案第10号から12号までの議案でございます。補足説明でございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。



議案第10号あらたに生じた土地の確認について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 2の区域で、地点がそれぞれ示されておりますけど、埋め立て区域はこの資料の写真にある、この斜線の部分だと思いますけど、この議案で区域として地点を示されているので、この地点に対応する図面が、実測平面図があると思うんですが、それを付けていただかないと、どういう区域がこの埋め立てになるのか、ちょっとこれではわからないと思いますが、その辺の御説明を、この写真を使ってでもいいですから、ちょっとお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 暫時休憩します。

午後3時41分休憩

.....

午後3時43分再開

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 済いません、長々とお待たせしました。

田中議員さんの御質問、公有水面の埋め立ての基準点ということでございます。

基準点は15ページ、議案第15の15ページの1の地点のことを指摘と言うか、質問だと思います。1の地点につきましては、この議案書15ページに書いてありますように、北緯と東経で書いてあります。このところが写真で言うどこかということですが、海側の一番角が1の地点になります。これから測って、今の議案書のとおりの角度、メートルで囲まれた区域が今回の埋め立ての、あらたに生じた土地の求める土地になります。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） だからこの写真で言うところの、この斜線の部分が、今のこの点を追っていったら、この斜線で囲まれた部分になるという意味でよろしいんですね。

その囲まれた部分の面積が603.79平方メートルになるということで、道路用地が234.63、防災用地が79.34で、残りの289.82平方メートルは、どういう目的の用地になって、どこが所有することになるんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 面積では、今の16ページの面積603.79平方メートル、それで道路用地が234.63平方メートル及び防災施設が79.34平方メートル、これが国に帰属する部分であって、残りは県の道路敷地というふうに思っております。ということであります。

○議長（荒川 政義君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第11号字の区域の変更について、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。

議案第12号公有水面埋立ての免許について、質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これも先ほどと同じなんですけど、区域、これは図面が小さいのが付いておりますけど、この図面で言うと、埋め立て区域というのは、このどこになるのか。この道路、現道の際の細い区域内ということによろしいんでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 田中議員さんの公有水面埋立ての免許についてでございます。

埋め立て区域がどこかということですが、議案書の28ページに標準断面が図示されております。真ん中辺に、今既存のパラペット部分があるかと思えます。これが埋立法線、そして海側のほうに、今、防災施設用地というふうに書いて、護岸法線、埋立法線というような、引き出し線がありますが、その間が埋め立て区域になろうと思えます。写真で言いますと、ハッチにかかっているところが埋め立て部分になるというふうなこと思えます。

下のほうに凡例で、ハッチ部分が埋め立て区域、実線で囲んでるのが埋め立てに関する工事の施工区域というような図示がされております。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この26ページに防潮堤、下のほうに防潮堤①、防潮堤②というのがあるんですが、これは多分消波ブロックがあるかないかという違いだろうと思うんですが、それがこの図面で言って、どの部分になるのか。

それと工事が始まって、施工期間と言うんですか、埋め立て免許上の施工期間と言うんですか、それがいつからいつまでになるのか。いつまでですかね、になるのか、御答弁をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 施工の期間でございます。県からいただいている資料につきまして申し上げますと、平成29年度が、今、議案書で言いますと、と言うか大体の目測で言いますと、鶴田書店の前の海側のほうから、JA本所を通りましてセブンイレブンぐらいまでが29年度施工として予定されているようでございます。

それから30年度施工がその続きで、町の久賀庁舎までの右折レーンの部分の海側が30年度施工。31年度施工が、これ埋め立てには関係ございませんが、31年度以降が山側のほうを施工するような工事工程というふうに向っております。

以上です。（発言する者あり）

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 失礼します。大変、議案を提案しながら、しどろもどろで答弁して大変申しわけございません。県事業なんで、そこまでちょっと詳しく勉強もしてなかったんで、大変申しわけないと思いますが、防潮堤①、防潮堤②の構造を見てみますと、基礎工、本体工と消波工、消波ブロックがあるのが防潮堤①、防潮堤②が基礎工と本体工ということで、消波堤のブロックがあるのが防潮堤①ということでございますので、この区分けで言いますと、久賀よりと言いますか、左側のほうの断面が消波工が付いておりまして、そこが防潮堤の①、それで久賀よりのほうが、と言うか左側のほうが防潮堤②ということになっていてというふうに思っております。（「30ページ」と呼ぶ者あり）30ページですね、済いません。30ページにちょっと小さいですけど平面図が付いております。その平面図の中で、左側が①、右側が②というふうに図示されていると思います。

以上です。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） この平面図の①、②で区分してるということになると、既存の消波ブロックがあるところは、消波ブロックがなしになるということでもいいんですか。既存の消波ブロックがあるところが防潮堤①で、ということじゃないんですか。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 今、ちょっと初めて図面を見てるんですけど、②についてはブロックがあるところは、今後、被覆石等に変更されるような図面になっております。

またこれについて、もし詳細があったら柳井土木事務所のほうとも再度確認をいたしますが、今、図面で私が見る限りは、被覆石に変わるようでございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。これから討論に入ります。議案第10号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。これから、起立による採決を行います。

議案第10号あらたに生じた土地の確認について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第11号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結いたします。これから、起立による採決を行います。

議案第11号字の区域の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

議案第12号、討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結します。これから、起立による採決を行います。

議案第12号公有水面埋立ての免許について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第29. 議案第13号

○議長（荒川 政義君） 日程第29、議案第13号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） 議案第13号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、補足説明をいたします。

本案は、小松開作地区に設置していた防災行政無線の屋外受信設備、防災行政無線の屋外スピーカーのことでございますが、土地所有者から、屋外受信設備が設置されている土地を売買したいので撤去してほしいとの申し出がありました。屋外拡声子局の移設を行いましたので、別表で規定している設置場所を変更する必要が生じたため、別表の一部を改正しようとするものでございます。

なお、施行期日は、公布の日から施行するとしております。

何とぞ、慎重審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第13号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結をいたします。これから起立による採決を行います。

議案第13号周防大島町防災行政無線放送施設の設置及び管理に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第30、議案第14号

○議長（荒川 政義君） 日程第30、議案第14号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正についてを議題とします。

補足説明を求めます。石原病院事業管理者。

○病院事業管理者（石原 得博君） 議案第14号の周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について、御説明いたします。

議案つづりの35ページをご覧くださいと思います。

周防大島町立東和病院では、平成28年4月、現病院長である村上整形外科医の赴任に伴い、手術件数が増加してきております。麻酔科医の確保は大変困難で、非常勤の麻酔科医にて対応しておりましたが、麻酔科医の日程により手術日を調整しなければならない状況でございます。幸いにも、平成29年7月に、常勤の麻酔科医を採用することができました。これに伴い、周防大島町立東和病院の診療科に麻酔科を加えるものでございます。

麻酔科の診療科名の標榜については、麻酔科医が、医療法の規定により許可を得ていなければならないことになっております。採用した麻酔科医は、許可されている医師であります。今までは、主に手術における麻酔管理を担当してきておりましたので、外来診療する準備のため、現在は、独立行政法人地域医療機能推進機構徳山中央病院等において、研修を行っているところでございます。

なお、施行日につきましては、研修の状況により外来での診療が未定で10月以降となることから、平成29年10月1日としております。

慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第14号、質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結をします。これから起立による採

決を行います。

議案第14号周防大島町病院等事業の設置等に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第31. 議案第15号

○議長（荒川 政義君） 日程第31、議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、補足説明をいたします。

本案は、周防大島町過疎地域自立促進計画の変更にあたり、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項で準用される同条第1項の規定に基づき、本議会の議決を求めるものでございます。

内容について申し上げますと、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進に記載のある、山口県が事業主体の港湾整備事業につきまして、計画策定時においては海上交通や渡船施設整備等の観点から区分を決定したものでありますが、県より原則として、港湾施設に係る事業については産業の振興の区分に記載するべきとの指摘を受けたことにより、事業区分を変更しようとするものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これから質疑に入ります。

議案第15号、質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。これから起立による採決を行います。

議案第15号周防大島町過疎地域自立促進計画の変更について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第32. 議案第16号

○議長（荒川 政義君） 日程第32、議案第16号動産の買入れについて（図書館情報総合シス

テム)を議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長(岡村 春雄君) 議案第16号動産の買入れ(図書館情報総合システム)について、補足説明をいたします。

図書館情報総合システムの物品購入につきましては、去る8月1日、3社による指名競争入札を行った結果、株式会社広島情報シンフォニーが888万円で落札をいたしました。その落札価格に消費税の額を加えた959万400円で、物品売買契約を締結しようとするものでございます。

図書館情報総合システムの物品購入の概要につきましては、現行の図書館情報総合システムを更新するための物品購入でございます。主な購入物品といたしましては、システムサーバーが1台、業務用パソコンが各図書館に2台ずつの計8台、利用者検索端末用パソコンが久賀図書館を除く各館1台ずつの計3台であり、現行の図書館システムからのデータ移行も含んでおります。参考までに、納入期限は平成29年12月28日を予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長(荒川 政義君) 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

議案第16号、質疑はございませんか。砂田議員。

○議員(4番 砂田 雅一君) 購入品が、今御説明のパソコンが8台と3台、11台ということでしょうか。それとサーバーが1つ。単価的にこのPC、パソコンはどれぐらいのパソコンを予定しているのか、かなり高価なものですか。その内訳がわかれば、予定の。

○議長(荒川 政義君) 永田教育次長。

○教育次長(永田 広幸君) 失礼します。それぞれの単価的には、ちょっと資料を持ち合わせておりませんが、まずもってシステムサーバーという大きいものが1台ございます。これが価格的には一番張るところじゃないかと思っております。

あと、業務用のパソコン、こちらについてはちょっと単価のほうはわかりませんが、これは一般のパソコン程度の、家庭用のものとそんなに大きくは変わらないものであろうかと思いますが、これが各館に2台ということで計8台。あと利用者の検索用のパソコンというものが必要となっております、これは図書館司書がおります久賀図書館を除く各館に1台ということで、計3台配備する予定でございます。

あと、バーコードスキャナーということで、ちょっとバーコードでどういった本かとか管理するようなものであろうかと思いますが、こちらのほうを各館に2台ずつということで、計8台配

備をしたいと考えております。

あと、レシートプリンターということで、プリンターのほうを各館2台、こちらも計8台。

あと携帯用ハンディ端末ということで、これを各館1台ということで、ちょっとそれぞれの単価については資料を持ち合わせてないということで、御回答ができないことを大変申しわけないんですけども、まずもって大きい部分については、システムサーバーということで御回答させていただければと思います。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） そういうところで、よろしいですか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） ハードウェアとソフトウェアと両方ということですよ。この広島情報シンフォニーというのが現行システムの導入会社と、運営している会社ということなんでしょうか。

それと非常に低い落札金額となっておりますけど、予定価格に対してですね。その辺、品質確保の面で大丈夫なのかどうか。あと指名業者が3社と金額に対して非常に少ないと、限定的になっていると思いますが、この辺の業者数の決定根拠なりを教えてください。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 失礼いたします。現行のシステムにつきましては、系列といたしまして日立系のシステムということでございますが、今回の契約をしたいというところにつきましては、NECの系列ということで、系列的には変更になります。

今現在の新しいシステムの会社については、近隣では、県内で岩国、防府、萩、周南、宇部市が、今これから入れようというシステムを使用しているというところで、信頼性については問題ないと判断をしております。

また、入札金額が随分下回ったということでございますが、こちらにつきましても移行費用を含めまして、システムの仕様書の仕様上では、現行システムと同等あるいはそれ以上の品質を確保するという形の要求をする内容となっております。こちらについても問題ないと考えております。よろしく申し上げます。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 業者の指名の経緯ということでございますが、業種の物品において電気通信機器類のうち、ホストコンピューターと関連、またパソコンと関連を希望するものうち、同種の調達品の実績のある3社を指名しておるということでございます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 日立からNECということで、システムの改修ではなくて、新たにシステムを入れるということでよろしいのでしょうか。それはそれとして、ちょっとそこを確認させてください。



それと指名業者は、数の問題を言ってるわけで、財務規則では4社以上というふうになってお  
ると思うんですが、金額の割に非常に少ない入札数になったという何か理由が。だから現行が日  
立のシステムだけど、日立に限定することはないという設計になっていたんで、どこの業者も実  
際、富士通も入ってるし、どこのメーカーと言うんですかね、でも入れる、参加できるから、も  
っと幅広く指名業者を参加させることができたんじゃないかなと思うんですが、その辺ちょっと  
御説明をお願いします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 指名業者が3社ということでの御指摘でございますけども、実績を  
拾った場合に、この3社しかなかったということでございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 実質的に新たなシステムを導入することになるのかというところで  
ございますけれども、結果的には新たなシステムに変わるということになるかと思えます。

○議長（荒川 政義君） 田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） データ移行も含めて、新たにシステムを入れるほうが安くつく  
という、設計上もそういうことということではよろしいのでしょうか。

それと実績を踏まえてということなんですが、この図書館システムの実績で、この規模で、と  
いうことではよろしいのでしょうか。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） そういうことでございます。

○議長（荒川 政義君） 永田教育次長。

○教育次長（永田 広幸君） 結果的に安くついたということになります。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結をいたします。

これより討論・採決に入ります。

議案第16号、討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので討論を終結いたします。これより起立による採  
決を行います。

議案第16号動産の買入れについて（図書館情報総合システム）を原案のとおり決することに  
賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### 日程第33. 議案第17号

○議長（荒川 政義君） 日程第33、議案第17号平成29年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第17号平成29年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

平成29年度志佐漁港海岸保全施設整備工事につきましては、平成29年8月1日に12社による指名競争入札の結果、周防大島町大字西安下庄の大島建設株式会社が5,455万2,680円で落札いたしました。その落札価格に消費税の額を加えた5,891万6,894円で、請負契約を締結しようとするものでございます。

工事の内容につきましては、離岸堤の基礎工87.6メートル、堤体工71.3メートルでございます。参考までに工期は契約の日の翌日から平成30年3月29日までを予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） 平面図は付いておりますけど、離岸堤ですかね、離岸堤だと思うんで、せめて標準断面ぐらい付けていただきたいなと思うんですが、工法とこの平面図で黒で囲ってあるところ、丸が付けてあるところが今回の施工区間、工事区間だと思いますけど、この左側のほうはもう施工済みなのか、どうなのか、ちょっとよくわかりませんので、その辺の説明を、簡単に結構ですので、断面と施工予定と言うんですか、経緯を御説明ください。

○議長（荒川 政義君） 池元産業建設部長。

○産業建設部長（池元 恭司君） 濟いませぬ、標準断面が欠落しておりまして、誠に申しわけございません。それ以外について、御説明をさせていただきます。

議案書43ページ、平面図が付いております。この志佐地区の海岸保全施設の整備につきましては、志佐地区については平成22年度から離岸堤の整備を進めております。平成25年度までに離岸堤1基、この平面図で言いますと、左側から2番目になります。黒く囲ったところが平成25年度までに完成をいたしております。次に、今回提案させてもらっているのが、一番右側の丸で囲ったところが今回の工事請負契約の工事力所でございます。これで2基目がやっと完成す

るとこのような進捗状況でございます。

標準断面がないんですが、これは離岸堤で、ブロックはコーケンブロックを使用しております。以上でございます。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） 討論なしと認め、討論を終結します。これより起立による採決を行います。

議案第17号平成29年度志佐漁港海岸保全施設整備工事の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第34. 議案第18号

○議長（荒川 政義君） 日程第34、議案第18号平成29年度橋総合センター空調設備改修工事（機械設備工事）の請負契約の締結についてを議題とします。

補足説明を求めます。岡村副町長。

○副町長（岡村 春雄君） それでは、議案第18号平成29年度橋総合センター空調設備改修工事（機械設備工事）の請負契約の締結について、補足説明をいたします。

平成29年度橋総合センター空調設備改修工事（機械設備工事）の請負契約の締結につきましては、去る8月1日、5社による指名競争入札を行った結果、株式会社大島電機が6,880万円で落札をいたしました。その落札価格に消費税の額を加えた7,430万4,000円で工事請負契約を締結しようとするものでございます。

橋総合センター空調設備改修工事の概要につきましては、空調機器更新に伴う改修工事でございます。工事の内容といたしましては、講堂及び舞台は既設の空調方式により、熱源機器の更新及び配管等の改修を行います。その他の部屋につきましては、電気式の個別エアコンに更新いたします。参考までに、工事の完成期日は、平成30年3月27日を予定しております。

つきましては、周防大島町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものであります。

何とぞ、慎重なる御審議の上、御議決を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑はございませんか。田中議員。

○議員（5番 田中 豊文君） これもちょっと図面が付いておりますが、ちょっと何が書いているのかさっぱり読めない。小さい字で読めないんですけど、今の御説明を図面で表すぐらいの、そういった図面を付けて、部屋割りでこの部分が熱源機器の改修とか、個別にここは直すんですよというような説明の資料を付けていただきたいと思います。これは今後のお願いということで。それともう1点。

こちらについても指名業者数が5社というふうになっておりまして、町の財務規則は4社以上、それから町の指名基準に関する要綱では5千万円以上は8社以上というふうになってるんですが、この部分がまた実績をと言われるのかもしれませんが、一応そういう基準がある以上は、ある程度それに準拠した指名業者数を、この場合は機械設備などで参加業者を増やすことは可能であると思いますけど、その指名業者数の、なぜこの5社になったのかというところを、御答弁をお願いいたします。

○議長（荒川 政義君） 中村総務部長。

○総務部長（中村 満男君） 内規ではあるんですけども、管工事を希望するもののうち、営業所が周防大島町、上関町、平生町、田布施町、柳井市にあり、町内業者が経審の総合評定値700点以上の特定、町外業者が総合評定値800点以上の特定で、実績のある5社を今回は指名しております。

実際にそういう基準は、田中議員さん、おっしゃったような8業者というような基準もあるんですけども、これで適切に目指す、執行できるだろうということで、この5社で入札を行っております。

○議長（荒川 政義君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、質疑を終結します。これより討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（荒川 政義君） ないようでありますので、討論を終結します。これより起立による採決を行います。

議案第18号平成29年度橋総合センター空調設備改修工事（機械設備工事）の請負契約の締結について、原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（荒川 政義君） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

○議長（荒川 政義君） 以上で、本日の日程は全部議了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

次の会議は、9月25日月曜日午前9時30分から開きます。

○事務局長（舩本 公治君） 御起立願います。一同礼。

午後4時23分散会

---